

平成24年3月

中札内村議会定例会会議録

平成24年3月18日（日曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君	住民課長補佐	渡部浩樹君
福祉課長補佐	岩崎孝哉君	福祉課長	成沢雄治君
		保育所長	

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 大和田貢一君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 片山勇一郎君 書記 深田三恵君

◎議事日程

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第28号 | 平成23年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第2 | 議案第20号 | 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第21号 | 中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第22号 | 平成24年度中札内村一般会計予算について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 平成24年度中札内村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第6 | 議案第24号 | 平成24年度中札内村介護保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第25号 | 平成24年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第26号 | 平成24年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第27号 | 平成24年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について |

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きたいと思いを
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 議案第28号 平成23年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算につ いて

○議長（高橋和雄君） 日程第1、議案第28号、平成23年度中札内村公共下水道事業
特別会計補正予算についてを議題にしたいと思いを。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 公共下水道事業特別会計補正予算の提案趣旨についてご説明申し
上げます。

先に提出いたしました、公共下水道事業特別会計の補正予算の調整にあたり、指定管理
委託料の債務負担行為の計上が欠落していたため、第1表債務負担行為の補正により、下
水道施設の指定管理に係る協定に基づく委託料として、期間を平成28年までの5年間、
限度額を9,387万円として、追加するものであります。

今後は、チェック体制の強化など、予算の執行管理に十分意を配し、適正な事務の遂行
に最善を尽くしてまいりますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し
上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第28号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第28号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号、平成23年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決
します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第20号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議案第20号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成24年度から26年度までの介護保険料率を定めるとともに、介護保険法及び施行令の一部を改正する政令の制定により、介護保険料率の第3段階、第4段階に軽減措置を講じようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず先に、介護保険の状況を説明させていただきたいと思っております。

本村の65歳以上の人口は、約1,030人で、そのうち介護認定を受けている方は176人で、今後3年間で11人増の187人になると推計してございます。

今後、介護保険料の算定の基礎となります給付費につきましては、訪問介護やデイサービスなどの利用は伸びるものの、施設入所者の伸びが少ないことから、今後3年間の給付費で約2億2,000万円から2億3,200万円程度になるものと推計しております。

これらの状況から、現在保有している基金を活用することによりまして、現状の基準額を月額2,900円、年額3万4,800円でありますけれども、今後3年間、同じように運営できるものと判断し、提案するものでございます。

それでは、議案関係資料の18ページで説明させていただきたいと思っております。

新旧対照表で説明させていただきます。

第2条の介護保険料については、ただいまご説明しましたとおり、基金で対応できる範囲といたしまして、21年度から23年度までと同額に据え置くことといたしたく、第2条の平成24年度から26年度までの条文のみを改正しようとするものでございます。

続いて、附則でございますが、第1条では、施行日を平成24年4月1日からといたしまして、附則の第2条には、平成24年度から26年度までの保険料率の特例が謳われてございます。

ここで、附則第14条、第15条といたしますのは、介護保険法施行例の附則第14条、第15条でありまして、24年度から26年度までの保険料率の算定に関する基準の特例が定めてございます。

今回、この条項を適用するものでございます。

それでは、戻りまして議案関係資料の17ページをご覧ください。

この表は、第1号被保険者賦課総額の推計でございまして、第2条の保険料率の区分を表にしたものでございます。

今回、この附則に謳われておりますのは、所得に応じて6段階に設定されておりますけれども、そのうち3段階と4段階について、それぞれを分割して軽減枠を設けることがで

きると定めております。

今回、その介護保険法施行例の附則を適用して、3段階と4段階を二つに分けて軽減するものでございます。

なお、4段階の軽減は、前回の改正のときから設けてございまして、第3段階の軽減は、今回からの軽減という形になります。

この軽減枠を設けることによりまして、平成22年度の課税状況で言いますと、第3段階には170人の方がおられ、今回、その軽減対象者はそのうち四角で囲っております72人が対象となりまして、第4段階では308人中、132人が軽減対象になると推定してございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） なければ次にいきたいと思います。

これで質疑を終わります。

議案第20号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第20号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第21号 中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正

する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第3、議案第21号、中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

かんがい施設の受益者から納付される、「畑地かんがい用水施設分担金」は、条例で定める額で徴収した場合に、札内川地区かんがい施設維持管理協議会に対して村が負担すべき額を上回るため、平成24年度に限り分担金の額を減額しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定ください

ますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明、長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 補足説明を申し上げます。

議案関係資料、黒ナンバー15番の19ページをお開きください。

畑地かんがい用水施設分担金は、条例で基本額が1栓につき1万円、栓数割が1栓につき5,000円と定めていますが、条例の金額で分担金を徴収した場合、施設の維持管理を行う札内川地区かんがい施設維持管理協議会に対して、村が負担する額を約25万円上回る見込みになったことから、受益者分担金を調整するため、条例附則で基本額の7万円を、24年度に限り6万7,000円に改定しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号、中札内村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第22号 平成24年度中札内村一般会計予算について

◎日程第5 議案第23号 平成24年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第6 議案第24号 平成24年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第7 議案第25号 平成24年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第8 議案第26号 平成24年度中札内村簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第9 議案第27号 平成24年度中札内村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第4、議案第22号から日程第9、議案第27号までの平成24年度中札内村各会計予算について、6件を一括して議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、平成24年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方は、第5期総合計画後期基本計画に基づく各種施策の適確な反映と、定住促進・子育て支援施策は重点施策として継続して取組むとともに、既存社会資本の長寿命化と機能の充実を図り、安心して住み続けられる村づくりのための予算とし、健全で安定した財政基盤の下で、総計予算主義の原則に基づき編成いたしました。

一般会計予算は、対前年比3.8%の増で、35億8,250万円の規模とし、五つの特別会計を合わせた合計は、対前年比2.3%の増の47億920万円の予算総額に調整したものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、はじめに一般会計について、高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） それでは、一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

24年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ35億8,250万円を計上し、前年度当初と比較して3.8%、1億3,000万円の増加となっております。

歳入歳出の前年度との増減要因や主な事業について、黒ナンバー17番、予算に関する資料に基づいて説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

はじめに、歳入ですが、目的別比較表で説明いたします。

1款村税は、対前年比0.1%増で、前年並みの予算となっております。

2款地方譲与税から7款の自動車取得税交付金までは、ほぼ前年並みで見込んでおります。

8款地方特例交付金については、子ども手当特例交付金分がなくなり、減収補てん特例交付金分のみとなりまして、100万円、16.7%の減少で計上しております。

次に、9款地方交付税は、前年比486万1,000円、0.3%の増加ですが、内訳としまして、普通交付税は14億9,689万6,000円。前年当初予算比約1,000万円、0.7%の減少で、交付実績比では約3,380万円、2.2%減を見込み、特別交付税は1億円で、前年比1,500万円、17.6%の増加を見込んでおります。

次に、17款使用料及び手数料808万9,000円、3.2%の減少は、牧場使用料の減少によるものです。

次に、13款国庫支出金1,145万2,000円、6.9%の減少は、子ども手当が制度改正になることなどによるものです。

次に、14款道支出金439万5,000円、4.1%の減少ですが、緊急雇用創出推進事業補助金の減少などによるものです。

次に、17款繰入金4,381万4,000円、42.7%の増加ですが、中札内保育所建設工事の財源として、公共施設等整備基金からの繰入が増加することなどによるものです。

次に、20款村債の1億700万円、35.7%の増加ですが、同じく中札内保育所建設工事の財源として、村債の借入が増加することによるものです。

次に、歳出ですが、2ページの性質別比較表により説明いたします。

1の人件費は438万8,000円、0.7%の減少で、議員共済会負担金の減、退職職員と新規採用職員の給与差額、子ども手当の制度改正などによるものです。

2の物件費は563万5,000円、0.6%の増加で、燃料費や電気料の増加などに

よるものです。

3の補助費等は2,801万1,000円、5.8%の減少で、負担金の減少及び補助金の増加は、南十勝消防事務組合負担金の減少と、前年度の先進的営農活動支援負担金が環境保全型農業直接支援対策事業補助金に移行することによるものであります。

4の扶助費は615万5,000円、3.7%の減少で、子ども手当の制度改正によるものなどです。

6の普通建設事業は1億5,934万7,000円、28.9%の増加で、中札内保育所建設によるものであります。

次に、3ページから4ページにかけては、補助金交付金の一覧表を。

5ページから6ページには、24年度の普通建設事業の一覧を。

7ページから8ページには、その位置図を掲載しております。

次に、9ページですが、この表は各基金の23年度末及び24年度末現在高を見込み額で一覧にした調書であります。

次に、10ページから12ページにかけては、村税の明細書を載せております。

それぞれ参考にしていただきたいと思っております。

次に、13ページから48ページまでは、新年度予算の特に特徴的な事務事業の説明書となっております。

これらのうち、特に説明の必要のあるものについては、それぞれ担当課長からご説明をいたします。

以上で、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、引き続き、国民健康保険特別会計を説明させていただきます。

同じく黒ナンバー17番、49ページをお開きください。

国民健康保険特別会計予算の総額につきましては、5億6,380万、歳入歳出ですね。

1,490万円の増となっております。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

歳入予算の目的別比較表でございます。

1款国民健康保険税につきましては1億3,664万円で、5.9%の増加を見込んでおります。

2款国庫支出金につきましては、国の負担割合の見直しなどにより14%減の1億1,071万4,000円を見込んでおります。

3款療養給付費交付金ですが、平成23年度の退職被保険者に係る医療費が増加傾向にあることから、114.6%増の2,709万8,000円を見込んでおります。

4款前期高齢者交付金ですが、1億1,615万4,000円で5.5%の増加となっております。

5款道支出金につきましては、23年度の交付実績見込みをもとに推計し、17.4%増の2,664万7,000円を見込んでおります。

6款の共同事業交付金ですが、2.6%減の6,002万1,000円を見込んでおります。

8款繰入金は2.9%増の8,650万1,000円を見込んでおりますが、内訳では、一般会計からの財源補てんとしての繰入額は、23年度当初と比較して160万円減少し、

3, 930万円。

保険税の軽減措置に対する補てんである保健基盤安定繰入金が1, 615万円。

国保基金からの繰入金が1, 970万円となっております。

なお、24年度につきましては、国保税率の見直しの年度でありましたが、国保税額の伸びが平成21年度に策定しました国民健康保険事業健全化運営の指針における財政収支見通し時点よりも増加していること。

また、医療費についても推計内となっていることなどから、税率の見直しを行わないこととして予算の編成を行っておりまして、過日開催された国民健康保険運営協議会においてご説明し、ご了承もいただいております。

次に、歳出ですが、50ページをお開きください。

2款保険給付費は2.3%増の3億7, 933万1, 000円を見込み、3款後期高齢者支援金等は社会保険診療報酬支払基金からの通知額である6, 957万1, 000円を計上しております。

6款介護納付金は、対前年4.8%増の3, 083万6, 000円を見込み、7款共同事業拠出金については、4.1%減の6, 835万9, 000円を見込んでおります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明させていただきます。

56ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計予算の24年度の予算総額につきましては、歳入歳出5, 500万円となっております。12.2%の増加となっております。

はじめに、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料につきましては、24年度からの保険料率の引き上げがあることなどにより、前年に比較して13%増の3, 922万5, 000円で、2款繰入金につきましては10.5%増の1, 577万円となっております。

次に、下段の歳出ですが、総務費は245万3, 000円を計上し、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年比13.2%増の5, 204万5, 000円となっており、これは保険料の引き上げと保険基盤安定分の増加によるものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、引き続き、介護保険特別会計について説明させていただきます。

同じく黒ナンバー17番、各会計予算の51ページをお開き願いたいと思います。

介護保険会計は、全体で前年に比しまして1.6%増の2億2, 830万円となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

1款介護保険料は、1号被保険者を18人増の1, 021人と見込みまして、1.1%増の3, 448万1, 000円を見込んでございます。

歳出の保険給付費の若干の伸びが予想されますので、3款国庫支出金は4%増の5, 127万4, 000円を見込んでおります。

4款道支出金は、今年度、財政安定化基金支出金が見込まれることから、前年比9.8%増の3, 502万5, 000円を見込んでございます。

5款支払基金交付金につきましては、負担割合が変化したことによりまして、1.2%減の6, 243万6, 000円を見込んでございます。

7款繰入金は2.2%減の100万1,000円の減の4,500万6,000円を計上してございます。

次に、歳出の主なものでございますが、1款総務費におきましては、南十勝介護認定審査会の費用など588万3,000円。

2款保険給付費で、介護サービスの利用増、特に居宅介護サービス等給付費の伸びが予想されますから、前年度2%増の2億1,206万円を見込んでございます。

4款地域支援事業は、前年度1.3%増の976万7,000円を見込んでございます。

次の52ページから53ページにかけましては、歳入歳出の明細と、55ページには、成年後見制度の利用支援についての事務事業説明書を載せてございますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋和雄君） 次に、長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、はじめに、簡易水道事業特別会計の概要について説明させていただきます。

同じく資料の57ページをお開きください。

まず、目的別比較表で主な予算を説明させていただきます。

予算の総額ですが、1億3,280万円で、前年対比30%の減となっております。

歳入でございますが、1款の分担金及び負担金は、南札内浄水場機器更新事業の減により、維持管理にかかわる中札内営農用水、更別村簡易水道、同じく、更別村営農用水の分担金が減ったために、前年対比4,400万2,000円、68.1%の減となっております。

2款使用料及び手数料は、前年対比35万3,000円、0.4%の増を見込んでおります。

4款繰入金は、繰入基準に基づき、875万7,000円を計上し、7款の村債では、保育所建設に伴う水道新設工事及び中札内地区高区配水池機器更新事業に充当する簡易水道事業債770万円を計上しております。

次に、歳出でございますが、1款の簡易水道費は、前年対比5,645万9,000円、37.6%の減となっておりますのは、浄水場の機器更新工事の減によるものでございます。

2款共同施設管理費は91万1,000円、4.1%の減。

3款公債費は、元金償還金の増によりまして、2.2%の増となっております。

次に、58ページをご覧くださいと思います。

歳出予算の性質別の比較表でございます。

人件費分については3人分を計上しております。

2の物件費は、賃金、需用費、備品購入費の減によって、前年比131万7,000円の減でございます。

3の受水費は、水道企業団の負担金で、前年対比0.1%の減。

4の補助費は、中島地区水道施設更新にかかわる簡水会計使用分の負担金を計上しております。

5の普通建設事業は、主な内容としましては、保育所建設に伴う水道管新設工事、高区配水池機器更新工事業業でございますが、南札内浄水場機器更新事業の減により7,080万6,000円の減額となっております。

7の簡易水道事業基金は、今後の水道施設の維持補修に備え、利子を含めて2,041万2,000円を積み立てる予定としております。

続きまして、公共下水道事業についてご説明いたします。

60ページをお開きください。

予算の総額は1億4,680万円で、前年比5.7%の増となっております。

歳入ですが、1款分担金及び負担金は32万8,000円、14%の増。

2款使用料及び手数料は、前年対比177万5,000円、3.5%の増を見込んでおります。

3款の繰入金は、前年対比20万3,000円、0.3%の減となっております。

7款の村債では、保育所建設に伴う下水道新設工事に充当する公共下水道事業債800万円を計上しております。

次に、歳出ですが、1款総務費は、下水道新設工事の増により、前年比743万1,000円、60.9%の増となっております。

2款浄化センター維持管理費は、前年対比46万8,000円、1.5%の増となっております。

次に、61ページをご覧ください。

性質別の比較表ですが、1款の人件費は、職員1名分を計上しております。

これの職員の入替により、この部分には増額となっております。

2の物件費は、(4)委託料の浄化センター維持管理費が大きなウエイトを占めておりますが、383万円の減額は23年度に下水道区域の認可変更のため、認可変更委託をしており、その分が減額となっております。

4の普通建設事業費ですが、保育所建設に伴う下水管新設工事費及び柵設置工事を計上しております。

以上で、簡易水道特別会計及び公共下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。

議案第22号から議案第27号に係る平成24年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第27号に係る平成24年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めたいと思います。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

次に、3款、4款、5款をまとめて。

次に6款、7款、8款をまとめて。

その後、9款、10款はそれぞれに。

11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款のおおまかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けます。

なお、質疑にあたっては、該当するページを述べていただくとともに、質疑をスムーズにするため、1回の質疑は3問程度とするようご協力をお願いしたいと思います。

それでは、1款議会費、2款総務費の概略説明をお願いしたいと思います。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） はじめに、全体的な人件費の状況について説明をさせていただきます。

黒ナンバー16番予算書の173ページをお開き願います。

まず、給与費明細書の共済費についてですけれども、特別職のうち共済費のところがございます。

議員の共済費が474万6,000円減少しておりますけれども、地方議会議員年金制度の廃止によりまして、前年度は経過措置として給付に要する費用の負担があったことにより減少しているものでございます。

次に、174ページ、175ページをお開きください。

一般職ですが、職員数につきましては、174ページの上段左、68人で、前年度と同人数となっております。

次に、給料は150万3,000円の減少で、主な要因としては、175ページの上段の給料の欄をご覧いただきたいと思いますが、昇給に伴う分としまして376万円の増、制度改正で73万7,000円の減、これは23年度の給与改定によるものでございます。

新規採用と退職者の給与差により452万6,000円の減となっております。

次に、職員手当は、その下段、増減で101万4,000円の減少ですが、主な増減内訳としましては、制度の改正に伴う分としまして、特に子ども手当の制度改正ですけれども、差引しまして127万5,000円の減となっております。

次に、共済費でございます。

戻りまして、174ページの上段の共済費の列をご覧ください。

比較で151万1,000円の増加となっておりますけれども、職員の異動等、あるいは共済費の負担率の変更によるものでございます。

なお、期末勤勉手当の役職加算につきましては、特別会計を含めまして予算を計上しておりません。

それでは、戻りまして1款の議会費と2款の総務費のうち、議会事務局及び総務グループ、企画財政グループの予算概要について説明をさせていただきますが、予算に関する資料に掲載している主な事業につきましては、資料により最後に説明をさせていただきます。

予算書39ページをお開きください。

1款議会費は、先ほど人件費の共済費の減少について説明をいたしましたが、それ以外

はほぼ前年通りの予算となっております。

次に、2款総務費、1項総務管理費で42ページをお開きください。

1目総務管理費の庁舎管理費になりますが、説明欄の工事請負費で、役場庁舎高圧受電改修工事に139万1,000円を。

役場庁舎外壁塗装補修工事に750万円を計上し、修繕を行うものであります。

次に、43ページをご覧ください。

説明欄、財政関係基金費の公共施設整備基金積立867万1,000円は、営農用水道施設の更新及び改修に備え、営農用水道使用料を財源として積立するものです。

次に、48ページをお開きください。

研修費になりますが、上段の広域研修負担金9万8,000円は、本年度から実施する十勝管内19市町村の広域職員研修に係る負担金でございます。

次に、55ページをお開きください。

2項企画費で、説明欄の上段から4段目、地方バス路線維持対策補助金は、前年よりも67万円増えて108万1,000円を計上しております。

次に、56ページをお開きください。

説明欄下段の防災無線管理費で、一番下、屋外アンテナ設置等委託400万円。

次のページ上段のデジタル防災無線整備工事1,400万円。

備品購入の個別受信機1,569万8,000円は、情報無線のデジタル化と個別受信機未設置世帯への設置費を計上しております。

次に、60ページをお開きください。

説明欄上段の負担金補助及び交付金の一番下、企業立地促進補助金は、固定資産奨励金で、三つの企業分合わせて422万8,000円を計上しております。

次に、黒ナンバー17番の予算に関する資料をご用意いたします。

13ページをお開きください。

13ページから総務課関連で10の事業を載せておりますが、このうち主なものについて説明をさせていただきます。

まず、13ページ下段の街路防犯灯取替工事ですが、予算額は750万円で、21年度から地球温暖化対策実行計画に基づき、水銀灯を省エネの灯具に取替え、CO2排出量及び電気料の削減に取り組んでいるもので、本年度は30基を取替える計画であります。

次に、14ページ上段の防災倉庫建築工事は、予算額1,260万円で、現行の貨車を利用した防災倉庫が手狭になったため、庁舎近くに新築するもので、構造、規模は鉄骨造平屋建て、床面積95平方メートルで計画しております。

次に、15ページをお開きください。

上段の川越姉妹都市サミット2012参加事業は、本年度、川越市が市政施行90周年を迎え、10月に姉妹都市サミットが開催されることから、村民の参加も募り参加するものでございます。

16ページ下段の総合行政システム更新事業は、現在のシステムのメーカー保守が平成25年度で終了するため、24年度に新しいシステムを導入し、25年4月から本稼働させるものでございます。

本年度の予算は、備荒資金組合への利子分のみ4万2,000円の計上ですが、28年度までの5カ年で、9,592万4,000円の債務負担行為を設定しております。

17ページをお開きください。

上段の生活交通確保対策事業は、予算額224万3,000円で、中札内、上札内間の乗り合いタクシー1日2往復の運行に要する費用を助成するものです。

18ページ上段の住宅太陽光発電システム導入費助成事業は、1キロワット当たり7万円で、28万円を上限に助成するもので、予算額は6件分で168万円を計上しております。

以上で、概要の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

それでは、1款議会費、2款総務費、ページ数で39ページから66ページまでの質疑を受けたいと思います。

質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） では、ページ数でいきますと43ページの川越市姉妹都市サミットのことについて。

今年川越市が市政90周年ということと、村との交流が提携して10年ということで、村民からの参加もいただく中で行くということでありましたけれども、このとき、去年私もこのことでちょっと、サミットではなかったのですが、アンテナショップのことについてちょっとお伺いして、そのアンテナショップが私たちが予定していたとおりのような実行ではなくて、たまたま向こうの観光館での販売ということの変更があったということでしたけれども、その中で、今そここのところに中札内の1事業所が品物を提供してそこで売ってもらっているという状況であったというように説明を受けて認識をしておりますけれども、そこで今回、このようにして一般参加の人たちも行くわけですので、そういった状況などをちょっと見ていただいて、この参加した人たちの中の意見なども聴取したらいいのではないかなというように考えております。

そういったことで、そういった考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

それとあと、52ページですね。

この光フレッツの、資料でいくと、資料説明の17の16ページでしたか。

インターネット回線のフレッツ光の切り替え事業のことについてなのですが、この事業は、今、市街地で実施されて、何件かあると思いますので、その実施された件数ですね。これをお聞きしたいのと、今回、役場の負担が、この資料でいくと39万1,000円というようなことかなというように思いますけれども、この一般家庭での工事費というのは、我々、私も切り替えをしましたけれども、負担がなかったのですが、役場の場合は発生するという理解でいいかどうかということと、この今進められているのは、中札内市街地区だけですけれども、今後、上札内地区ですとか農村地区の整備はどのようにするのか。

もう一つ、あと、公営住宅などでこのような切り替え事業をするときに、公営住宅に穴を開けるといふ事業が、線を通すためにね。穴を開けるといふ事業が、工事が入るのではないかなという想像をしますけれども、こういったときに、公営住宅などにそういうような壁に穴を開けるようなことに対しては、どのような状況になるのか。

その点をお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、川越市の小江戸蔵里の関係ですけれども、昨年の途中だったかと思うのですけれども、事情は詳しく聞いておりませんが、納入がストップしたということで、現在は中札内の物産が置かれていないというふうに聞いております。

サミットへの参加時に一般の村民の参加者にも状況を見てもらうような考えがあるかというご質問ですが、先ほど申し上げたアンテナショップに物は置いていないのですが、川越市の主な施設ですとかについては、時間をとって視察をする予定であります。

2点目のフレッツ光ですけれども、切り替え件数、ちょっと後ほど調べてお答えしたいと思います。

役場については、工事費とそれから庁内のネットワークの設定を変更しなければならないということが、一般家庭と違うそういった作業があるものですから、電話料金の中に工事費が9万2,000円と、ネットワークの設定委託としまして29万9,000円が入っております。

今後の中札内市街以外の地区については、これはNTTが工事をやったということで、中札内においては中札内市街のほとんどのエリアのみということで、それ以外の地域の計画についてはございません。

それから、公営住宅の壁に穴を開けるということは、現在電話がついていないところかもしあるとすれば、そういうことももしかするとあるのかもしれませんけれども、通常はもともと電話線を引き込むケーブル用のパイプを建築時に入れているはずですので、新たに穴を開けるという必要はないと思っております。

件数については調べて後ほどお答えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 件数は後で調べてご報告するそうです。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 川越市の先ほどの観光館への品物の提供ができなくなったという理由は、去年の10月だか秋ごろからできないという状況にあるということで、なぜそのような状況になったのか、わかれば教えていただきたいのと、次に、役場のフレッツ光の切り替え工事のことで、役場の庁舎の場合は負担が発生するということについてはわかりましたけれども、今度、例えば、上札内ですとか農村に対しての設置の推進については、NTTにお任せするということなのかもしれませんけれども、やはり市街地区が早く行われてほかがまだ進んでいないということですから、そういったことでも、NTTの会社がやるのかもしれませんけれども、不公平感を解消するためにも、ぜひ役場の方から進めるような努力をしていただければと思います。

あと、公営住宅のところには必ず穴が開いているということで、開いていないところはないというように理解をしいのかしら。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 公営住宅への光の引き込み。

公営住宅、今現在入っている方から光を引きたいということでNTTの方に連絡が入って、NTTの方からうちの方に公営住宅、それぞれ引き込んでもいいですかと。集合で入ってきていますので、電話線が。

それについては、図面等を提供して、引き込み線のあるところはそこを使っただけでおります。

既存の住宅で、一応古いところについては、そういうところが入っていないくて、屋内に電話線は引っ張られている部分。そこについては、その穴を使って住宅内部の方に引き込

んでいただいております。

新しい住宅は、先ほど総務課長申したとおり、電話線等のパイプが入っておりますので、そこを利用して引き込んでいただいております。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 小江戸蔵里に中札内の物産を置き始めましてから、売上状況について日々メールによって、売上の数量、金額について報告、連絡を受けていたのですが、平成22年の12月でその報告がなくなったということで、23年に入ってから取引がなくなったと考えられます。

理由としては、これは事業者及びまちづくり川越が指定管理者なのですけれども、そちらの方から聞いておりませんので、何とも申し上げることはできないのですが、売上はそう多くはなかったということからしますと、商品の足が遅いといたしますか、ということなどが理由なのかなということ、推測ですけれども思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今、川越のことなのですけれども、やはりせっかく道が開けていたのが、利用が少なかったために何となく消滅してしまったというようなことのように受け止めたのですけれども、もう一度、やはりそこら辺の原因。なぜそのようなことになったのかなということも含めて、やっぱり調査をして、そしてやはり、川越市との交流の中で、やはり中札内の物を送っていくということが、ぜひ私は進めていくべきではないかと思っておりますので、そういったことに努力していただきたいというように思います。

○議長（高橋和雄君） 要望なのですけれども、どうですか。その辺。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 小江戸蔵里の中を見ますと、当初は姉妹都市、友好都市のコーナーというイメージで市役所通じて聞いていたのですけれども、実際に指定管理者のまちづくり川越の方で、内部の店舗の構成ですとか陳列の方法など決められたのだと思うのですけれども、その中で、コーナーということではなくて、品物の種類ごと、例えば、冷凍物、冷蔵物、そうでない物、民芸品といった商品のジャンルごとに陳列されているということもあって、まず、コーナーにならなかったということです。

現地行ってみましたら、川越市の中でも相当な品物があるということと、テナントも入られているということで、姉妹友好都市の商品を十分置けるスペースはないなというふうにも感じておまして、そう簡単なことではないなというふうに受け止めております。

ただ、今後も川越市との交流の中で、できるだけ置けるようなことは村としても、市役所あるいはまちづくり川越に対しまして要望はしていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、私の方から何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、48ページの説明欄の下の方になりますが、委託料の就労センター作業委託ということですが、予算書いただきましてずっと見てみますと、去年は賃金支払いということが多かったわけですが、今年度、就労センター作業委託ということで、ほとんどが変更しておりますが、何かそういった考え方があるのではなからうかというふうに思いますので、そこら辺の考え方。

そしてまた、委託ということになりますと、人工数ですか。この精算は契約の中で何か謳うのでしょうか、はたしてどのような整理をしていくのかなど。

この辺についてお伺いをしたいと思います。

次に、49ページの説明欄の真ん中辺になりますが、光熱水費、いわゆる街路防犯灯の点灯のことです。

私も地域住民の方から聞いた話で、昨年の決算議会で取り上げさせていただきました。

国道の米山商店から旧中小までの防犯灯の点灯についてであります。

そのときの答弁として、現状を確認をして検討したいということでありましたが、検討した結果は、もう半年になるわけですが、詳しく調査した。そして検討した結果はどういうことなのか。とりあえず聞きたいというふうに思います。

併せまして、関連して保健センターの東側駐車場、かなり広いところがあるわけですが、あそこ、ここの防犯灯に該当するかどうかわからないのですが、歩道沿いと東側の1カ所しかないために、付近の住民、あるいは、葬儀の場合はあそこにかかなりの台数が止まるのですが、非常に暗いということがよく聞かれますが、そこら辺の形で何かやはり暗くないようなことを考えていかなければならないのではないのかなというふうに思います。そこら辺の関係についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう1点、58ページの説明欄の下の方、ふるさとづくり事業補助の関連でございますが、市街地、行政区への各住宅案内図の設置についてでありますけれども、他の町村での町内会においてはよく見かけるこの案内図でございます。

こういった看板ですが、ほかから来た人がよく聞かれるケースが多くあると、こういうことで住民から聞くものですから、来訪者の利便性を考える中で、この際、ふるさとづくり事業を活用して、各行政区に対して設置奨励をしていってはどうかというふうに考えますので、そこら辺の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、就労センター委託の関係で、これは総務費に限らずすべての款、すべての会計統一して賃金から委託料に変更しました。

社会福祉協議会の方からの要望で、従来は賃金のみしか支出をしておりませんでしたけれども、実際には軽トラックを使ったり、刈払機等の作業機を使ったりということで、そういった燃料に係る経費、修繕、消耗に係る経費がみられていなかったということで、今回、委託料に変えることによりまして一定の諸経費をみましたので、その中で、先ほど申し上げましたような費用についてはみていただくということにしたものです。

これは総額で契約するのではなくて、作業ごとに賃金の単価決まっておりますから、単価契約で実績払いということになります。

2点目の街路灯、防犯灯のいわゆる36号より北側のところにつきましては、議員からご質問をいただいた後に、夜行ってみましたが、さほど、明るくはないですけども、暗くて支障をきたすような状況ではないというふうに判断しまして、現在も消灯したままにしております。

3点目の保健センター東側の駐車場については、そういう声もあるということですので、調査をして検討したいと思います。

4点目のふるさとづくり事業についてです。

現在のふるさとづくり事業の要項には、このことに対する助成というのは読み取れるような要項にはなっておりません。

考え方としては特に持っておりませんが、村全体として景観のことは従来から重要な課題になっておりまして、看板については極力必要最小限という考え方で、設置を奨励するというものではありませんで、そのこととの整合性からしますと、ふるさとづくり事業で設置を奨励するというについては、政策の不一致になるというような気がします。現段階では考えづらいなという気がいたします。

○議長（高橋和雄君） 15分ほど休憩をしたいと思います。

25分から始めたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時25分

○議長（高橋和雄君） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

続けてご質問をお願いいたします。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 答弁として街路灯調査をしたと。暗くないということですが、私は地域住民から非常に暗いのでということで、その後、私も見に行ってきました。

1個点いていますから全く暗いというわけではないのだけでも、それで、米山さんから中心街に行くところについては一連として2個点いているわけですね。

昔は確かに住宅や何かまばらでしたから、節電のためということも前回言っていました。今回、あそこははっきり言いますと、7戸あるんですね。

住宅がずっと続いているわけですが、依然として1個となっているということで、そのままずっと市街地に向かって、途中は逆にあまり家もないけども、一連として点いている。私としては、中札内の入口でもありますし、そういう地域の事情もありますので、一連として市街地に向かっていくのに、昔と状況が違うので、やはり点けるべきではないかというふうに思いますし、その1灯が暗くないということになってきますと、では、市街地全体の中で見た場合に、本当に明るすぎるのでないかという判断の箇所が結構出てくるのでないかという。どういう調査をしたのかなというふうにちょっと思いますのと、さらに各論的に言うと、節電ということであれば、六花亭に入る角というのかな、入口というか、泉団地の向こうの方になるのですが、あそこには2灯点いているんですね。

あそこに1灯しか必要ないのに2灯点いているという箇所もありますし、一体全体の調査というのはどういう具合にやっているのかなと。

やはり地域住民として非常に暗いといった段階で、暗くないと言われたら私もこれ以上言うあれはないのですが、本当にその地域住民の立場に立って、本当にこうだなというものも聞いて、ぜひ判断をしてほしいことだなというふうに思います。

そこら辺についての考え方を答弁をお願いしたいのと、あと、案内版の関係については、これも必要最小限に止めるので、付けない方がいいということなのですが、他の町村、そういうことを見ると付いているので、非常に来訪者や何か聞かれるからということでの一つの提案なのですが、ふるさとづくり事業もいろんなメニューあると思うのですが、行政区に聞いてみないとわからないのですが、そういうものが多くあるとすれば、そういうメニューも取り入れる中で、私は考えることが住民の利便性につながるのではなからうかと、このように思いますので、再度、答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 街路灯、防犯灯につきましては、再度、他のところも含めて点検をしてみたいと思います。

案内版につきましては、行政区で必要ということであれば、現段階では奨励措置がありませんので、自己財源でやっていただくことになると思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、黒田議員の方から言われましたけども、街の方ばかりの話がいっぱい出るのですけども、あっちが暗いこっちが暗いということになれば、我々の地区でもそうなのですけども、小学校や中学生、高校生が自転車で通っている子がたくさんいるのですよね。

そうであるならば、各路線の交差点に何とか電灯を点けてもらえるのかどうなのか。

街ばかりの話しないで農村も含めて考えていただきたいと思いますがいかがなものですか。

○議長（高橋和雄君） 農村部の防犯灯。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 農村部のご要望につきましては、今初めてお伺いしましたので、ちょっと考えを持っておりませんので、考え方を述べることができなくて大変申しわけありません。

そういったお話がございましたので、全村的に検討するというところで、点検と検討をさせていただきますと思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 当然予期せぬ話だったと思うのですが、今、役場の方で、街の方で暗い、黒田議員が暗いというけど、村としてはそんなに暗くないよと。何とかなるのだよと話が出ましたからこういう話になるのですが、平等性を考えたときに、やっぱりそういうふうにするのなら、農村部もそうしてもらいたいということの要望なのですが、いかがですか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） おっしゃっているように、その必要度合い、それぞれの必要度合い、状況とかによってこれはまたいろいろ違うと思います。

片方立てれば片方立てないような話になってしまいますけれども、これはやはり実際問題としてできること、それから本当にその子どもが通学とかで危険性が高ければ、それは安全性という面でやっていかなければならないというふうに思いますけれども、先ほどから総務課長が答えていますように、全部100%、では、今の段階で全てを把握しているのかと言われますと、今、北嶋議員がご提案いただいたようなことは、ちょっと押さえていない点もありますので、全体見ながらやってまいりますけれども、ただ、偏ってやるということではなくて、こういう時代でございます。

安全性を確保しなければなりませんけれども、一方では効率的にやるということも必要かなというふうに思っていますので、総体的にはご意見として受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 住民の要望であるとか、村でいろいろ調べたことに対して大丈夫

だという返事ありながら、住民の要望であるから強く言ったら通るかということの話として確認したかったわけですよ。

やっぱりこれは平等性というのがあると思うのですよ。

今、クラブ活動や何かやっている子どもたちが、中学生、高校生というのは結構自転車で通っている子がいるのですよね。

街の中はそれなりに明るくなっているのに、では、一部の住民の中にそういう強い意見が出てきたときに、それが通るのかということになれば、やっぱりそういう農村部のそういう交差点も何とか街路灯を点けていただきたいなど。要望ですけども。

○議長（高橋和雄君） その辺は検討するということですので、そういうことでここを収めておきたいなと思います。

そのほか、質問ございませんか。

1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 58 ページですか。ふるさとづくり事業補助金ですけども、何年前に自分がちょっと聞いたときに、確かあのときには利用しているのが1 行政区だったのですが、それから内容等も結構充実してきているし、地域または団体等でも利用できる事業だというふうに思うのですけども、今の時点でどの程度な形でそれが利用されているのかちょっとお伺いしたいのと、もう一つは、54 ページですか。生活交通確保対策補助金ですけども、上札内地域の関係ですけども、生協さんの支店があそこなくなるということは本当に大変残念ですけども、そういう方向性で今進んでいるということは確かだと思うのですけども、まだなっていないうちから云々言えないのかもしれませんが、こういう形の中で乗り合いバスをしているのですけども、今現在では午前と午後の各1 回という形なのですけども、そこら辺についてもそうなったら本当に買い物難民というか、そういう人たちがかなり上札内の中では高齢の方もいらっしゃいますし、免許持っていない方もいらっしゃいますし、これからどんどん車運転できない方も出てきますし、そういうことも踏まえて、これらのことも、もしそうなった場合には、例えば、便数を増やすであるとか、その内容等も変えていくような方向性を考えられるかどうかお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 私の方からふるさとづくり事業の実績についてお話したいと思います。

23 年度の実績ですけども、2 行政区から申請がありまして、一つが上札内地区のお盆を音楽と花火で彩るふれあいの夕べ、28 万円。

それから、ひばりヶ丘行政区から自主防災組織の確立及び実践事業としまして、防災袋の購入に18 万9,000 円を助成しております。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 生活交通確保対策、いわゆる乗り合いタクシーの関係ですけども、現在のご質問ありましたように、1 日朝夕の2 往復に止まっております。

これは過去の路線バスの廃止に伴う足の確保ということで始めたものでございまして、このほか、福祉バスについては毎日運行ではありませんけれども、乗車することも可能ですし、学校のスクールバスについても混乗車ができるということなのですけども、今後の買い物難民対策につきましては、足だけの問題ではなくて、ほかにもいろんな問題が発生してくると思いますので、総合的に上地区の問題として考えなければならないことだな

と感じております。

今、現段階で想定してどうこうというのは具体的には持っておりません。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） バスの関係は、その地域の方々と十分に話をいただく中で、対応をぜひしていただきたいというふうに思っております。

現在はやはり、みのり園とかのぞみ園とか、そういう方たちの利用が多いのかと思いますけれども、その内容的にも十分変わってくるような気もいたしますので、ぜひともそこら辺の判断を十分に、関係がある方々との話し合いをしながら進めていただきたいと思います。そんなふうを感じております。

あと、もう一つの方ですけれども、ふるさとづくり事業の方ですけれども、結構内容的にも本当に使いやすいような事業のような気がいたしますので、もっとPRをしながら、ぜひ、せっかくある事業ですので、十分にいい方向で使っていけるように、まだまだたくさんの方々に使っていただけるように努力を、これもしていただきたいと、そんなふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということですが、何かありますか。

そのほか、ご質問。

2 番佐藤議員。

○2 番（佐藤耕平君） すいません、またちょっと防犯灯のことになってしまうのですが、これまでの段階でちょっとどこかで私自身が聞きもらしていたのであれば申しわけないですが、今回、省エネタイプにしていくという中で、村に今ある防犯灯すべてを今後、何年間かけてやっていくのか。

その場合は何年後までという見通しでいるのか。

あと、今回、30基やるということなのですが、今年の何月ぐらいまでに終わらせる予定なのか。

あと、それが終わった段階で、村として考えているどこまでの到達になるのか、ちょっとお聞きしたいのですけど。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、現在の街路灯、防犯灯の基数なのですが、約660基ございまして、このうち省エネの灯具に交換するのは250ワットの水銀灯294基を順次計画的に取替えていこうというもので、現在の計画では、平成26年度までかけて交換をしていこうというものでございます。

ただ、21年の当時に計画したときよりも、省エネ灯具も別な商品が出てきたり、当時は中札内のオリジナルの街路灯が幾つかあるのですが、そちらの方への取替えというのは考えられていなかったのですが、将来的にこれについても、費用対効果の問題もありますけれども、交換することも視野には入れております。

ただ、現計画では26年度まで、250ワットの水銀灯を取替えるという計画で、年次計画で進めているということでございます。

24年度の交換の時期ですけれども、何月発注というのはまだ考えておりませんで、これまで、冬期間工事でやってきたのですけれども、24年度については、少し相談をして適切な時期に発注したいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） 何点か質問したいと思っておりますけれども、その前に、議長に資料の要

求をしたいと思います。

行政を進めていく上でどうしてもやらない仕事というかな。業務ありますけども、そのほかに、仕事と関連していろんな団体、事務局とか会計とかいろいろ団体持っていますよね。

例えば、総務課でしたら、自衛隊協力会とか、あと、交通指導員の会とか、村全体の管理者協議会ですか。いろいろたくさん持っていると思うのです。

ほかの課でもいろんな外郭団体も含めて、いろんな団体あるし実行委員会も持っていて、会計とか事務局やったりしていると思います。

どのぐらい業務というのかな、仕事量あるかという部分で把握したいというのも一つありますし、あと、会計もかなり多く持っていると思うので、そこら辺、どの程度、役場の職員が担当しているのかという部分で知りたいものですから、全体のときでいいのですけども、それまで、一覧表というかな、最低事務局と会計担当している。そしてお金の管理、どうやってやっているかぐらい。それについては資料をもとに説明していただきたいと思うのですけども、そんな資料の要求をしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） どうですか。できます。

総務課だけでなくほかの部署も含めて、そういうのを一覧表を出してくれというような要望だと思うのですが、よろしいですか。

時間がかかるそうですので、出すことで合意できましたので、出してもらうことにします。

質問をお願いします。

○3番（知本正幸君） 何点か私の方からも質問したいと思います。

41ページ、庁舎管理費。

これとは、予算とは直接関係ないのですけども、一昨日、男澤議員、耐震化の関係でやりとり聞いておりました。

この庁舎、言われるように、昭和42年か43年か、四十数年とかなり老朽化が進んでおりますよね。

今年も100万円ぐらい修繕、そのほか、外壁塗装で七百何十万円か。

かなり老朽化していますし、十勝沖地震のときもかなりあちこちひび入っていると思うのですよね。

そういう中で、耐震化ということには僕はならないのかなということで、当然、となれば、新築というか、そういう形になるのかなと思って、一昨日のやりとり聞いていても、どちらかという村長もそっちの方に、なんというかそういったような答弁かなというふうにならなくて、ちょっと捉えていたのですけども、やはり耐震化して耐震工事やるのも一つの手かもしれないけども、予算もかなりかかると思います。

はたしてこのままでいいのかという部分で、教育委員会とか福祉課、みんな事務所ばらばらですよ。やっぱり住民の利便という面では、1カ所に事務所あるのが一番いいと思いますし、ちょっと見ていて、確定申告も終わりましたけども、2階でやっているのです。

年寄りが階段1歩ずつ上がって、本当にバリアフリーがきいていないというか、気の毒だなと思って見ているのですけども、場所もないので致し方ないのですけどもね。

そういう面で、やはりバリアフリー化というかな、そんなのも必要だということで、ということは、やっぱり新築に向けた動きを加速させるべきかなというふうに自分は思っています。

そこで村長にちょっと伺いたいのですが、一昨日の答弁の中でも時間をかけて検討したいということで答弁されておりましたけども、ぜひ、庁内の検討チームというのか、そういうチームを立ち上げて、いろんな角度から早急に検討する必要があると思いますし、あるいは、住民のそういう検討チームに依頼するという手もありますけども、やっぱり何らかのアクションというかな、マグニチュード9.1かそういった大きな地震も可能性があるというふうに新聞でも出ていますし、できるだけ早くそういう取組みというかな、検討に入るべきかなというふうに私は思っているのですが、そこら辺、村長の考え方、聞きたいなということを1点。

あと、今、街路灯の関係、質問それぞれ出ていました。

予算、毎年900万円ぐらいかかっているのですね。村全体ですね。

これによると、21年度から省エネ型に切り替えて、23年度まで約100万円ぐらいの省エネ効果があるということですけども、決算上、昨年のも20万円ぐらい減っているのかな。ずっと900万円の予算化ですよ。

本当にそういう削減効果というかな、それが出ているのかどうなのかという部分で、そこら辺検証しているのかどうか。

そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

あと、50ページの公用車の管理。

かなり稼働率、多分高いと思います。

昔より車両、役場の車両もかなり減っているのかなというふうに思っていますし、私用車の活用というかな。そんなのもできるようになったので、公用車も減ってきておりますけども、ただ、災害とかそういう部分で、やはり一定量は公用車の確保というかな、そういうのが必要でないかなというふうに思います。

ちょっと足りないのかなというそんな、自分も在職中、そんなような気がしていますので、そこら辺の公用車の考え方というのかな。そこら辺の考え方と、あと、アルコールの検知器ですね。

今、運送業者とかほかの役所、役場もやっているところあるのでしょうかけども、特に朝方というのかな、前の日やりすぎてという部分で、自分なんかも一番危ないと思っているのですが、そういう面で職員に強制するのではなくて、ちょっと危ないなと思った人は検査してみるかとか、そういうことすることによって、本人が一番困らないというのかな。そういうことにつながるのかなと思っていますので、そういった検知器の導入なんかも検討しているのかどうなのか。そこら辺について、とりあえず伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 庁舎の関係、私の方ということなので。

一般質問の答弁と現状では変わりません。

もう少しちょっと考えてみると、ちょっと乱暴かもしれませんが、現実には改善センターに、半分とは言いませんけども、いっているだとか、この庁舎の2階の、この議場含めて会議室の利用状況を見たときに、庁舎としてまた改めてどうなのかというところには非常に、耐震も含めて、庁舎の在り方ということについて何も持っていないのですが、そんなことが今、ちょっと頭の中にありまして、分散の話も出ましたけども、保健センターの改修のときより以前ですけども、課の統廃合のときもこちらに来てという現場の意見だとか、まわりの意見で実際には福祉担当、福祉課については向こうになっただとか、教育委員会も創造センターの検討のときにあそこが一番ベスト、従前は体育館にあたりし

て、そういう施設にあることがいいという選択を考えてきたときに、全部、集まっていたプラスはすごくそういう論議もしましたのでわかるところもあるのですが、はたして庁舎にもうちょっと大きく言うと、そのことだけで、答弁しましたように、相当耐震やるにしてもお金かかるでしょうし、もちろん新築となったら、ちょっと私は検討つかないのですが、いかがなものかなということがあるとすれば、会議室等の確保ができれば、乱暴に言うと、庁舎が改善センターに移るような発想も、住民の方からみたら理解が得られるようなところが多いのかなとか、いろんなことがちょっと考えていますし、庁内とかあるいは、いわゆる村内でそういうような検討グループどうかというような提案もいただいたのですが、もうちょっと、やっぱり当然総合計画にも関係ある話でもなるでしょうし、総合行政の中でも話題提起としてどうなのかということと、耐震も全部終わって庁舎が残っているわけではありませんので、これから公民館ありますし体育館ありますし、そういうことを考えますとかなり、その後には大規模改修で中学校あるものですから、財政的なことを考えても、そういった施設の方が当然、住民が一番利用される、あるいは子どもたちが利用する施設が優先ということを見ると、タイミングとして庁舎が出せるかどうかということも、非常に今悩ましく思っています。

そういうような、絞っておりませんので、答えになっていませんけど、そんなような感じですよ。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 街路灯の省エネ効果ですけれども、決算額を見ますと効果が見えないです。

これは電気料のうち燃料調整費分ということで、原油の価格が上がったり下がったりということの調整で、燃料調整費額が増えたことによって、金額としての効果はほとんど発生しておりません。

街路灯につきましては、1基につき定額で月幾らという定額の契約をしております、約なのですが、1基当たり年間5,000円のいわゆる基本料金が安くなることになります。

資料の13ページにもありますように、21年度から23年度までで、すでに147基を、23年度というのは今回終わったばかりですが、147基を取替えをしております、24年度から26年度までさらに80基で合計227基の取替えとしますと、基本料金だけで、およそ110万円ほどの料金の効果が発生するのですが、先ほどの理由によりまして、決算上は表れてこないというのが今の状況でございます。

次に、公用車の管理ですが、稼働率は非常に高いと思っております。

ご質問のように、災害時には一斉に出動ということもありますので、もうかなり、これ以上減らすのは限界かなと思っておりますけれども、24年度については、車検の満了に合わせて、3台を廃車して、2台を新規に購入するという予算を提案させていただいているので、さらに1台減少ということになりますけれども、冬期間については、公園で使っておりますトラック、軽トラがありますので、冬期については支障はないなと思っておりますけれども、夏の間については、学校等で使ってもいいときがあれば、学校の軽トラックを借りるなどして対応していきたいと考えております。

アルコール検知器の導入については、すでに村内の民間の運送会社でも導入されているというふうに聞いておりましたが、安全運転管理者としても心配をしているところもありますので、導入については検討をしたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 庁舎の関係ですね。

村長も慎重になるのも非常にわかります。多額のお金もかかるし、住民理解でどうなのかという面で。

いろいろ言われたように、いろんな場で投げかけたり、特に災害あったとき、本部というかな、なったとき、改善センターに変わりということになるのでしょうか、電算というのかな、コンピュータ関係が一番心配なのですよ。それが全然機能しないと。倒壊してしまったら。

放送関係はあっちにあるからいいのかもしれないけども。

そういう面で、いつ来るかわからないのでね。災害って。

そういう面ではぜひ、スピードアップしてちょっと検討を進めていただきたいというそんな気がしております。

答弁は特によろしいです。

あとはよろしいです。

次、ちょっと違った質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、まちづくりの事業補助、先ほど何人か出ていました。

2行政区というのは非常に少ない、以前はもっとあったような気がしていたのですけども。

今年度の執行方針でも、実態に合った見直しをしたいということでちょっと触れていますが、そこら辺、もっと使いやすいように見直していく考え方をしているのかどうなのかということと、あと、60ページの企業立地の促進補助金ですね。

これも直接関係ないのですけども、誘致した企業の従業員というかな、職員ですね、非常に地元というよりも帯広方面から通ってくる従業員が大半だと思っております。

理由はいろいろあるのでしょうか、ある程度はわかりますけども、やはり村のそういう固定資産税免除とかいろんな優遇措置で企業も入ってきているのですし、やはり地元居住、地元採用という原則あると思うので、そこら辺について、トップに対して理解活動というかな、そういったことが必要かなというふうに思っています。

そういう面ではぜひ、トップということになれば、村長と企業のトップでしょうけども、ぜひ、そういう場を定期的に持って、意思疎通というか、図る必要があるのかなというふうに思っていますけども。

実際はやっているとは思いますが、できれば定期的にそういう要請する場というかな、それをつくっていく必要があるのかなというふうに思っていますので、そこら辺の実態はどういうふうに企業の方にそういう要請をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） ふるさとづくり事業の見直しについてですけれども、確かに活用件数を見ますと、少し使いづらいのかなという感じもしております、見直しについては課題だなと思っております。

昨年につきましては、防災の関係で地域防災組織が、具体的にいえば行政区が防災のための資機材を購入する、あるいは住民に配るといったものに対して、厚く助成できるように見直しをしてきているところで、今後も時代に合った制度となるように、使いやすい制度となるように随時見直しをしていきたいと考えております。

具体的に現段階でこの部分をこうというのは、今は持ち合わせておりませんが、緊急性のあるものについては、年度途中での見直しも可能ということで考えておりますので、行政区の方、あるいは住民の方のご意見も聞きながら、随時見直しをしていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ご質問いただきました企業との関係でお答えをさせていただきたいと思っております。

日ごろ、懇談というか定期的にいつというふうに決めておりませんが、村長も出かけておりますし、私も一緒に同席をさせていただいたり、あるいはまた、この間、たまたま以前、私がかかわっていた時代にお出でいただいた方とも今でもコンタクトは持っておりますし、昨今、お出でいただいたところでも密接にいろんな情報交換はさせていただいております。

私どもも企業立地の指定ということで奨励させていただいておりますので、地元の、例えば宅地分譲するときに、こういうことでやっていますよだとか、あるいは中札内スタイルの住宅制度ございますので、そういうことも、折りを見てPRはさせていただいております。

ただ、やはり会社の形態といいますか、異動が定期的にある場合には、これはなかなか、非常に固定化させることが難しいと。全道規模で仕事をやっておりますので、そうなりますと異動を、本人の希望で幅広く有為な人材を活用するというところで広域の人事をやっている会社もございます。

どことなかなか言いづらいのですが、一つ言えますのは、採用を全国ベースにして、当然地元の人もそれには応募することはできるようになっています。

宅地分譲地も何件がお買いいただいて、例えば、工場長の待遇の方がお住まいいただくとか、あるいは民間の賃貸住宅にもできる限り入っていただくこと。

こちらもそういう4月あるいは3月の異動の時期になれば、いろいろご連絡をいただいて、そういう住宅確保もできる限りこちらからも情報提供するようにさせていただいておりますけれども、公営住宅という話になってしまいますと、なかなかこれは難しいので、できれば、宅地分譲や何かで販売をさせていただいておりますので、そういうところの情報提供をしたりだとか、随時民間企業とはいろんな場、あるいは電話でも連絡取りながら、いろんな形でやっておりますし、これからも非常に大事なことだというふうに思っておりますので、随時心がけて取り進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 61ページの関連ではないのですが、企業立地促進補助金の絡みで、情報をお願いをしたいということですが、以前に企業立地促進条例に基づく補助金を、ル・ヴェール十勝株式会社に交付し、奨励した会社でございしますが、情報についてはちょっとわからないのですが、何か外から見ていると、操業されていないのではないかと。僕が間違っているかもしれませんが。

さらにまた、4月から操業できるのだろうか、ということ危惧されているというふうに聞いております。

また、雇用従業員も当初24人を雇用して、うち4人が村内居住ということで伺っておりますが、常雇いでない不安定な雇用となっていないかどうか。

また、その24人がそのまま継続して雇用されているかなどの今の工場の実態につきまして伺いたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それでは、私の方でお答えをさせていただきたいと思います。

いろいろご心配していただきまして、名前も出てまいりましたので、状況については、ある程度把握をいただいていると思いますが、ご指摘のとおり、店舗については平成23年は一度も運営をしたことがございません。

ただ、工場に関しては、途中で11月、10月ぐらい、少し止まったりしていたことはありましたが、それでも完全に、100%止まっていたわけではなくて、それぞれ契約先の商品を出すということで操業されていたというふうに、これは私の方でも確認をしております。

従業員の関係ですけれども、この方々はもともとパートで採用された方かなというふうに思います。

ル・ヴェールさん、名前出ておりましたので言わせていただきますけれども、ここはこれまでは本社が幕別におありでして、その関連企業といえますか、一部を担うような形態の会社でございました。

これは企業戦略にもかかわりますので、これから先はちょっと説明が不足するところもあるかもしれませんが、今までは、従前のスタイルですと、大手のコンビニ関係をメインに事業の展開をしてございました。

ただ、ル・ヴェールさんにしても、将来を見た企業の展望としては、特定の業者さんとのお取引だけではなかなか将来の展望が見えてこないということで、バックアップをいただいているところ、あるいはお取引をされているところ、あるいは金融機関とも相談をさせていただいた上での結論というふうに聞いておりますけれども、4月から新たに名称も変更して、心機一転、今までの本社との関係も完全に断ち切って、ここで独自の会社として新たな販売網を確立をして展開をしていきたいというふうに聞いてございます。

これに併せまして、以前お手伝いをいただいたパートの方にもご連絡をして、100%ちょっとどこまでどのようなご返事いただいたかわかりませんが、中間で聞いている中では3分の1ぐらい、これは1月の話でございますので、3分の1ぐらいの方には事情を説明して、では、改めてまた勤めさせていただきたいというふうなことも言っていたというふうに聞いていましたので、できれば、今度新しく社長になる方の意向としては、当時お手伝いをいただいた方については、ほかで働いて転職が不可能であれば別としても、できる限り一緒になって会社を盛り上げていただきたいという意向も聞いております。

村としても、地元の企業、これは活力の維持にもつながりますし、地域の振興発展にも大きな貢献いたしますので、随時こういった形での連携を密にして、できる限り、せっかく誘致をいただいた企業がまずいことにならないように、村としても努力はしていきたいというふうに思っていますし、また、場面がございましたら、情報の提供もさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 概略わかりました。

そうしますと、今伺ったのは、4月から新たな販売ということで名称もそういうことになるということで、旧会社についての企業立地の補助金を規定に基づいて支払っている

るのですが、ここら辺の影響は特にないかどうか。

その点だけちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 企業立地の奨励金については、雇用に関する奨励金、それから、立地に伴っての一時的な奨励金、それと、固定資産に対する奨励金とこの三つの種類がございますが、要件をきちっと把握をさせていただいた上で、先ほど前段申し上げました店舗、これについては、あいにくと運営の実績がないということでございますので、そういったところは制度を適正に運用するために、調整をさせていただいた上で実行をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） そのほか質疑ございませんか。

4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 太陽光発電の補助についてなのですが、私、9月議会だったと思うのですが、一般質問で太陽光発電の質問をさせていただきました。

そのときに、例えば、借入の債務保証だとかそういうようなことも考えていないかと質問しましたら、そのときは、当面は考えていないということだった。

それからわずか半年なのですけれども、社会全体の自然エネルギーに対する関心というのは、僕の間からは様変わりしたというふうに思うのですね。

この程度の補助金ではなくて、これだけ1件に28万円までとかということですが、もっと大胆に取り組んでもいいのではないかと。

例えば、今だと大体10年ぐらい償却されると考えられていますけれども、それを5年程度の償却で済むような、大胆に取り組むべき課題ではないかと思うのですが、この点について考えをお伺いしておきます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） この住宅用の太陽光発電の補助につきましては、国も平成21年度からだったでしょうか、国もやっております、村もそれに合わせて一定の額を助成をして普及を促進させようということでした。

十勝管内の町村でも半数以上のところで同様の補助制度があるのですけれども、金額についてはほぼ中札内と同じようなレベルにあるということでした。設置者にしてみれば、多ければ多いほどいいのかもしれませんが、他とのバランスですとか、個人の投資に対する税を使ってのことですので、そういった全体的なものから見て、多額かどうかという、線はないのですけれども、そういった考えも持たなければならないということで、現段階においても、十勝管内では補助率としては悪くないものですから、3年間やりまして、さらに1年延長しているのですけれども、24年度についてはこの通りやっていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 中札内の補助金プラス国の補助金もあるということですね。

4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 考え方はわかりました。

これは要望になるのだと思いますけれども、例えば、原子力に対する考え方とか、やっぱりそういうものの、反原発とかいうものの裏打ちになるのがこの自然エネルギーだと思うのですね。

そういうことから考えると、通常の技術的な問題とは違うだろうと。そういう考え方も必要ではないかということがあります。

それから、先ほど課長も言われましたけれども、十勝、太陽光発電というのは寒い日の晴れた日というのが最も発電効果大きいのだそうですね。

これは中札内なんていうのは典型的な長所だと思うのですね。

それからもう一つは、この太陽光の技術というのは、言葉失礼だけでも、町工場で担える技術だと。とんでもない高度な技術があるわけではなくて、普通の工場の技術でできる。

つまり、中札内の中で完結できるものだというので、村の地域起こしにもつながるはずだということで、ぜひ、もっと前向きに検討してもらいたいということで、質問終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見というふうに思いますが、考え方ありますか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） この助成制度については当初は21年度から3年間の計画で進めてまいりましたけれども、今、議員おっしゃったように、非常に自然エネルギーに対する関心が高まっております、村内においても当初予算で計上した枠を超えるぐらいの需要があるということで、さらにもう1年延長かけたものでございます。

今後の電気需要ですとか、原子力発電に対する世の中の不安が非常に高まっているということですか、そういった非常に関心の高い事項でありますので、現制度は24年度は1年間延長ということで考えておりますけれども、今後、エネルギー問題に対して、いろんな動きがあると思いますので、その中で、ちょっとお約束はできませんけれども、必要があれば、さらに拡大というのでしょうか。そういうことも一つの検討としていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほかご質問ありますか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 1点だけ。

住宅団地ですね。これは多分総務かなと思って今質問するのですが、ときわ野団地、残り6区画ですか。非常に少なくなって、これはこれで大変結構なことだと思っています。

当然、これから、完売するのはもう本当にすぐかなというふうに思っているのですが、これにかわる新たな分譲団地というかな、村の方も多分検討はしているとは思いますが、差し障りのない範囲で、土地の関係とかいろいろあるのでしょうか、差し障りのない範囲で今の状況について質問したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） ご質問にありましたように、残区画が現在、ヴィレッジときわ野で6区画。そのうち1区画については申込を受けているということなので、実質的には5区画になっております。

他の4団地で5区画で、合計しても10区画。かなり動きの鈍いような団地もありますので、非常に少なくなってきているということから、23年度に入りまして、関係課による検討の会議も開いて、候補地を絞って、土地の所有者の方とも何度かのご相談もさせていただいたのですが、譲っていただけるという環境には現段階ではないということで、用地の確保に苦慮しているということでございます。

定住化の促進の意味では、売り切れる前に新しい団地の開発も始めたいという考え方は持っているのですが、非常に市街地の周辺見ていただいても、優良農地が多いということもあって、農地法の規制もあってどこでもということにもならないものですから、大変今苦慮しているというのが実態でございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 苦慮しているということですけども、購入者というかな、土地希望者の選択の範囲を広げる意味でも、今残っているところもあるのでしょうかですけども、やはり早急に造成というかな、これが急がれているのかなというふうに思います。

これからも、ぜひ、早期にできるように取組んでいただきたいなと思いますし、あと、村の遊休地ですね。市街地周辺でも宅地になるようなところ、何箇所かあると思います。

上札内、笠松議員も質問していましたが、きちっと造成しないでも、希望者にそういう宅地として売る、ぶら下げておきというかな、常時。ホームページや何かでも。

希望者には即売れるような形でのPRというのかな、そんなのもする必要はあるというか、選択の幅を広げる意味でもそういう取組みも併せて行ってほしいと思います。

○議長（高橋和雄君） その辺どうでしょう。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 中札内市街地見ても幾つか、小規模なところも含めて遊休地ありまして、順次環境の整ったところから民間賃貸住宅用地などで公売をして売っているのですけれども、今後、利用計画のない遊休地につきましては、可能なものについては順次公売をして、ホームページなどで常時載せておくことによって、ご質問にありましたように、選択の幅が広がると思いますので、そのようにしていきたいと考えています。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） では、この款であと1点だけご質問させていただきますというか、内容をちょっと聞きたいのですけれども、56ページの広報広聴費の中で、防災無線の関係が出ておりましたけれども、先ほどの説明の中で、備品購入などで1,500万円ほどみていまして、これ個別受信機を買うということだと思いますけれども、先ほど説明の中では、未設置のところにするということの説明だったのですけれども、たまたまこの中で、どういう工事をするのかという流れですとか、そういう、全然工事はされるのですけれども、たまたまうちの防災無線機もちょっと不具合というか、あまり音量もきちんと安定していないというようなことがあるのですけれども、そういうものが解消されるという工事なのかどうかという、中身がちょっとわからないので、教えていただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 先ほどの概要説明では、説明が不十分だったのですけれども、まず、既存の発信側の設備ですね。

今、改善センターの無線室に発信の設備があるのですけれども、これは従来アナログの電波のみだったのですけれども、23年度にデジタルも可能の無線卓というふうに呼んでいるのですけれども、卓に更新をしました。

発信する側のアンテナですとか、受信する側の設備が未だアナログの電波しか対応できないものですから、発信するアンテナもデジタルのをもう1本付けるという意味です。

アナログも使いながらデジタルも使えるように、発信側の方にデジタル機能を加えることと、受信側についても、既存のアナログの個別受信機が使えるところは使っていて、修繕に耐えられないような、もう更新しなければならないというところについては、都度デジタルの受信機に交換をしていくということです。

未設置の世帯については、すべて、できれば一斉にデジタルの受信機を設置したいとい

うことで、そのための予算を幾つかの課目に分かれていますがもみているということです。

さらに、市街地に街頭で聞こえるパンザマストという街頭のスピーカーの付いているものについてもアナログですので、デジタル電波が届いて、そこからスピーカーで音声が発信できるように、デジタル化の工事もやるといような流れになります。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） そうしますと、そういうデジタルの電波が発信されることによって、たまたまうちに設置されている受信機は、そこから発信させる電波によって聞こえが良くなるということはないのでしょうか。

そうすると、それを取替えなければ、そういう不具合な家庭においては取替えなければならないということになるという理解になるのかしら。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） その通りです。

アナログ電波が使えるのが平成34年まで使えまして、現在、ほとんどの方にアナログ式の個別受信機があるのですが、使えるうちは使っていただく。

使えなくなったものについては、今おっしゃったように更新していくという考え方です。

修理して直るものについては修理してさらに使っていただきたいのですが、修理がきかないようなものについては順次更新を、今までもアナログですが、取替えをしていますから、これからの取替えはすべてデジタルに変わりますけれども、取替えをしていきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 1戸1台とかってそういう限定はないのですか。うちになぜか2台あるのですけども。

1台壊れてしまったら2台とも取替えてくれるとか、1戸1台とかってそういうものはあるのか。

それともう一つは、壊れたというのはどこまでが限界、今、多分どこも聞きにくいところばかりあると思うのだけども。

壊れたらどうするかという話になったときに、多分こういう言い方すると、聞きにくいから取替えてくれという人がいっぱい出てくると思うのだよ。

それで、今の予算の中でついていけるのかというその2点だけ聞きたい。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、前段の2台あるということにつきましては、恐らく、住民基本台帳上、世帯が分かれていることによって、2台必要だということで2台設置したのかなと思われるのですが、ちょっと当時のことですので定かではないかもしれませんが、そういったことが考えられます。

更新については、そういった世帯であれば、例えば、息子さん夫婦と全く別な生計を営んでいるということであれば、それぞれに必要なということですので、2台の更新になると思います。

ちなみに農村部については、農協の発信機がアナログのままですので、当分の間、アナログのまま、現在保有しているアナログの個別受信機を更新していくということになります。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） アナログの機械を農村部は更新するというけど、もうこの機械はつくれないという話でなかったですか。壊れてもうないというのだけど。

そしたら、それが壊れてしまったら、もう農協放送は聞こえないということになってしまいますね。そういうことなのですね。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） アナログの個別受信機の保有台数が現在50台近くまだありますので、農家数からするとどれぐらいでしょうか。3割強ぐらいになりますので、これが一気に壊れるということはなかなか考えづらいことから、順次使えないものについてはその中で更新はしていきたいという考え方でございます。

さらにということになりますと、農協の発信機についてもデジタル化をしていただいて、その後、デジタルとアナログの併用になるのか、一斉に更新するのかはちょっとその時点になってみないとわかりませんが、デジタル化に移っていくことになると考えております。

○議長（高橋和雄君） 更新がたくさんあった場合には対応できるかという話あったのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） アナログについては50台が限界ですので、緊急を要する場合につきましては、市街地についてはデジタルの機械に取替えることによって、使えるアナログの機械が発生してまいりますので、それを農村部の更新用に充てるということが緊急避難的には可能かと思っています。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） それでは、農村部はアナログでデジタルは聞けないのですよね。

そうすると村の放送はどういうふうに我々のところに入ってくるのですか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） すみません。説明が不十分で申しわけございません。

放送内容はまったく同じで、アナログの放送とデジタルの放送をそれぞれに行うということです。

録音は1回でも発信がアナログ波で1回やって、デジタル波で1回やるので、同じ放送をデジタルとアナログに分けて行うということですので、いずれも聞けなくなることはございません。

○議長（高橋和雄君） 45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時45分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

1款議会費、2款総務費について、再度質問を受けたいと思います。

質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは、ほかに議会費、総務費についての質問がないようでございますので、次に進みたいと思います。

次に、3款民生費、4款衛生費、5款労働費について質疑をもらいたいと思います。

ページは66ページから104ページですので、最初に概略の説明をお願いしたいと思います。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、3款民生費から4款衛生費までの福祉課が担当する部分について説明させていただきます。

66ページからになります。

まず3款民生費は、前年に比しまして、中札内保育所の建設工事やポロシリ福祉会施設整備補助金などにより、2億8,132万9,000円増の8億2,257万8,000円となっております。

それでは、特徴的なものについて説明させていただきます。

まず、68ページをお開きください。

上段にあります負担金補助及び交付金のポロシリ福祉会運営助成補助金1,946万3,000円ですが、これは特別養護老人ホームの屋上防水のための、この中に500万円が含まれてございます。

その下にありますデイサービス車両購入助成補助金250万円は、日本財団から助成を受けて、10人乗りのワゴン車を購入しようとするもので、これは昨年、震災の影響で助成が受けられなかったため、再度計上するものでございます。

次に、70ページをお開きください。

中段にあります委託料の中で、前年まで在宅介護支援センター事業委託203万7,000円が前年までありましたが、地域包括支援センターに業務を統合いたしましたので、今回はその分減額となっております。

それで、委託料の一番下にあります移送サービス事業委託は、147万9,000円減の396万7,000円となっておりますが、これはその下にあります扶助費の高齢者等通院タクシー交通費と組替えた形のものでございます。

次に、74ページをご覧ください。

中段にあります委託料の障害者自立サポート事業101万5,000円ですが、新体系移行に伴い、ポロシリ福祉会において事業の見直しが行われ、前年度の事業費の2分の1としたものでございます。

さらに、負担金補助及び交付金の下段にございますポロシリ福祉会施設整備補助金1,712万5,000円は、中札内市街に障害者の地域移行を支援するケアホームの建設に対して補助を行うものでございます。

その次の75ページでございますが、扶助費の欄の介護給付費111万円増の4,836万6,000円と、その下の訓練等給付費111万円余りの減となっておりますが、この241万2,000円でございますが、平成24年度よりすべての施設が新体系に移行したことによりまして、サービスと給付の内容が変わったことによるものでございます。

次に、飛びまして80ページをお開き願いたいと思います。

中段少し下にあります扶助費825万4,000円減の6,674万5,000円となっておりますが、これは子ども手当などの国の制度の変更に伴い、計上したものでございます。

次にその下の放課後児童健全育成費の委託料の放課後児童クラブ運営委託でございますが、前年に比しまして、239万円増の1,097万4,000円となっております。

これは昨年度まで緊急雇用創出賃金を活用していた事業ですので、今年度から1名、単費で雇用する形になったための増となっております。

次に、83ページ上段、保育業務の賃金3,066万6,000円でございますが、これは未満児などの入所児童の増によりまして、939万円の増となっております。

さらにその下、需用費の賄材料費120万円増の762万9,000円でございますが、これも入所児童の増によるものでございます。

次に、85ページをお願いします。

85ページ中段でございますが、保育所建設事業費の工事管理委託分として390万円、保育所建設工事として2億9,790万円を計上しているところでございます。

次に、4款衛生費に入りますが、衛生費は前年に比しまして、432万2,000円増の2億179万1,000円となっております。

それでは93ページをお開き願いたいと思います。

93ページの上段、保健センター管理費の需用費のうち、修繕料239万9,000円でございますが、重油地下タンク漏えい防止ライニング処理のため、220万円増となっております。

次に、95ページをお開きください。

上段にあります母子保健事業の委託料、妊婦健康審査委託でございますが、前年に比しまして112万円増となっております。

440万6,000円でございますが、これは妊婦さんの増に伴うものでございます。

次に、97ページをお開きください。

中段にございます委託料、子宮頸がん等ワクチン接種業務委託430万5,000円でございますが、これは前年度実績から339万円を減額しております。

以上で概略の説明は終わりますが、事業の一部については、各会計予算に関する資料の13ページ上段に保育料の減免、それから、22ページ以降、高齢者福祉施設改良費等補助から31ページにかけまして、事業を記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、引き続き、住民課所管の事業の特徴的な部分についてのみ説明をさせていただきます。

76ページをお開きください。

76ページ、6目の社会福祉医療費、説明欄下段にあります扶助費で、重度心身障がい者医療費です。前年より100万円ほど増加しております。1,731万円を計上いたしました。

次のページ、77ページです。説明欄の乳幼児等医療費の扶助費、子育て支援の重点施策でもある児童生徒特別対策医療費については、今年度も引き続き、小学校から中学生修了時までの医療費無料化のため、前年同額の492万円を計上しております。

次に、79ページです。説明欄下段にあります9目後期高齢者医療費の説明欄、負担金補助及び交付金の療養給付費負担金です。算出にあたっては、前々年度である22年度の給付実績に基づくことになっており、この22年度の給付実績が21年度実績に対して減少していることから、1,100万円ほど減少しており、3,580万円を計上しております。

また、その下の、すぐ下にありますが、保健基盤安定繰出金、保険料の軽減に対する補てん措置であります。軽減対象者数から推計をし、90万円ほど増加の1,023万4,000円を計上しております。

次に、4款衛生費です。

91ページをお開きください。

2目の環境衛生費で、説明欄の有害鳥獣対策費、需用費中消耗品費でマイマイガ対策として殺虫剤等の購入費用を計上いたしました。

その下段、備品購入費で鳥獣駆除備品47万3,000円ですが、これはエゾシカ駆除のための貸し出し用くくりワナ30台分の購入費用を計上しております。

次に、99ページをお開きください。

99ページ下段です。1目塵芥し尿処理費、説明欄、需用費中印刷製本費ですが、ごみ減量化対策として47万円ほどを計上し、32ページ程度のごみ分別小冊子を作成し、全戸に配布することとしております。

次に、103ページをお開きください。

5款労働費です。

前年に対して768万5,000円減額されております。

これは昨年に引き続き補助事業として、緊急雇用創出推進事業の採択要望をしておりますが、この補助枠が減少し、補助対象雇用者が2名、昨年度に比べて減少していることなどによるものであります。

以上で概要の説明は終わらせていただきます。

事業の一部については、各会計予算に関する資料の18ページから22ページにかけて詳細を掲載しておりますので、そちらをご覧くださいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 概略の説明は終わりました。

皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、ページ数でいきますと74ページにありますポロシリ福祉会のところに、施設整備費として補助金という中で、施設を建てられる補助をすることなのですけれども、この施設を建てられる場所とか、それとあそここの施設に入られる方、どういった人たちが入られて、そしてどういう生活をなさるのか。

まず、そこをちょっと知りたいと思いますのでお願いします。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 今、議員の方から質問のありましたポロシリ福祉会の施設整備の補助金1,712万5,000円の助成でありますけれども、障がい者のケアホームの建設ということで計画をされております。

木造平屋建てで、延べ面積274.86平米で、一応女性専用のケアホームということで、6室を備えたケアホームということでの建設を予定をされております。

場所については、いちげ荘の南側といったらいいのですか。避難施設ができた場所の一部を取り壊しをして、その場所に建設を予定をされております。

生活については、先ほど言いましたとおり、今、のぞみ園、みのり園の方に入所をされている女性の方で、地域移行が可能な方が対象となります。

現在、ひばり荘に入所されている2名の方もそちらの方に移行されるというふうにお話

は聞いております。

こちらの方で生活をしながら、新体系に移行になりましたので、1月1日から新体系移行になりましたので、のぞみ園の方が通所施設という位置付けにもなりますので、そちらに通所をしながら日常の生活を営むという形になります。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、ここに女性が6人の入る施設を建てるということで、そこにはいちげ荘の南側という場所と、それとあと、のぞみ園にいる方がここに移るということですか。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 先ほど説明したとおり、予定では今、ひばり荘に2名、すでにグループホームにおられる方がいますが、この方が2名移行するというふうにお話を聞いているのと、残り4名については、のぞみ園、みのり園の入所者の中から、地域移行が可能な方ということで、4人確定はしてはいないみたいですが、これから親御さん含めて調整をしていくという形で聞いております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） では、そうすると、ここではずっとひばり荘2名の方とのぞみ園から4名が移られる人たちが、そこでずっと生活をするという形で理解しました。

それで、あと、この人たちの過ごし方については、今まで通りに、例えば、ひばり荘にいた人たちのような生活をするのでしょうか。

そして、今、ひばり荘にいた方が移られるその移った後の部屋が二つ空くわけですね。それはどういう形になるのかしら。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 2名の方については、ひばり荘に今入られている2名の方については、地元の企業の方に就労されておりますので、引き続きそちらのところで就労されるということになりますけれども、新たに入られる4名の方については、先ほど言いましたように通所型の資格をのぞみ園の方で認定を受けておりますので、のぞみ園の方に通って、のぞみ園でやっている就労支援だとかそちらの形で作業をされるという形になります。

空きます2名のところについては、今、法人さんの考え方としては、そこに男性2名を、これも地域移行が可能な方がいればということですが、そういうような形で、今、ひばり荘は男女共同になっていますけれども、専用棟にそれぞれ切り替えをしていくということです。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 内容はわかりましたけれども、やはり新しく施設を建てるということになると、そこら辺の人たちの住民の周知ですとか、いろいろな面の情報提供はやはりきめ細かくしていかないと、皆さんいろいろなそういう障がいを持った方ですとか、そういった人たちもそこに住みながら、地域の人たちの理解を得ながらいろいろなことをやられていくというようなことだと思いますので、ぜひそういったまわりの人たちの周知ですとか情報の提供はしていただきたいというように希望として思っております。

○議長（高橋和雄君） そういうような意見なのですが、その辺はどうですか。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 今ご意見のありましたとおり、当然地域生活に入れ

るわけですから、その辺のことは必要な視点かなというふうに思われますし、当然、事業を展開されるポロシリ福祉会さんの方からも、地域に対する説明は必要かなというふうに思いますので、その辺の部分については助言をしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと関連しますけども、今の件で、これ4,900万円ですね。

国の補助が1,500万円ということは、3分の1以下ですよ。

通常、この種の補助、2分の1とかある程度決めごとあると思うのですが、かなり補助基準よりはみ出たというかオーバーしていると思うのです。

ということは、補助基準よりレベルアップした施設にするということでの補助率が低いということなのでしょう。

そこら辺、補助金と工事費全体の絡みについて、ちょっと教えてください。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 建設費の関係ですけれども、今、議員の方からあった過大に見積もっているのではないかというような質問ですけれども、基準としては高いものではないというふうに聞いています。

補助率が2分の1ぐらいが今までそういうような状況だということですが、補助率自体は大分福祉施設の部分については低くなってきているというのが現状ですし、高く収入を見ていて、それだけの補助金が来なかった場合ということもあるので、ある程度は低めの補助金の設定という形になっていますけれども、議員の質問のとおり、過去は2分の1という補助基準という流れでしたが、今は2分の1という補助基準ではございません。

道の段階で、総額の配分というような形も間に入ってきますので、過去のような補助率が一定という形ではありません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいと思います。

まず、66ページの社会福祉委員の報酬の関係です。

昨年の決算委員会でも取り上げさせていただきまして、管内の状況を調査する中で検討させてもらいたいという、こんなことでありましたから聞くのですが、どんなような状況で、検討の結果どうだったのかということを確認をしたいと思います。

なお、管内の状況については、この後で結構ですので、資料などをいただきたいというふうに思います。

それから、67ページの社会福祉協議会補助金ですが、昨年当初は1,682万円ということで、4万2,000円の減という数字を比べるとそういう形になっております。

たまたま情報無線聞いておられますと、今年度、正職員書記二人が辞めて、臨時事務員2名募集しているわけですが、そういう具合になるということも関係あるのかというふうに思うのですが、その正職員から臨時事務員にそっくり臨時にしているわけですが、その理由と、それからするともっと減額になってもいいのではないのかなというふうに思うの

ですが、どこかで増えているのか。その関係を聞きたいのと、福祉協議会、かなりの補助金のウェイトが占めていると思うのですが、福祉協議会全体の事業費に占めるこの補助金の割合について伺いたいと思います。

それから、69ページの敬老会関係です。

敬老会、毎年実施をしておりますが、最近というのですか、近ごろの出席者数と対象における出席率ですか。どの程度、この敬老会に来ているのかなというところがちょっと知りたいですので、教えていただきたいと思います。

さらに敬老祝い金の方です。

それぞれ、白寿、米寿、喜寿ということで規定に基づいて支払われることだと思うのですが、対象人数について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） まず、第1点目の民生委員の報酬の関係でございます。

議員の方からありますとおり、昨年の中で管内状況はどうなっているかということで、昨年、全町村を対象に調査をさせていただきました。

それぞれ町村で考え方がありまして、ばらつきがあるところであります。

率直に言って中札内村の報酬単価がどれぐらいの位置を占めるかということであれば、帯広市も含めた19町村の中で7番目に位置をしております。

一番高く報酬が出されているところが音更町ということになりますけれども、ここで年額15万9,000円の金額が支払をされています。

あと、一番最低というところで行くと、これはちょっと、それぞれの自治体さんの考え方ですけれども、鹿追町さんについては、道から支給をされる委託金、これは委員さんの方には渡っていないということです。

3年に一度、研修で道外研修をされているようですが、そのときに補てんをするという形で、報酬の方については支払いをされていないということです。

中札内においては、予算計上しているとおおり、一人年額9万3,200円という金額になっているところであります。

この間、報酬の改定のことにも念頭に置きながら進めてはきておりますけれども、村全体のバランスということも考えながら、整理させていただいております。今年度につきましては、昨年同額、これまで同額という形で整理をさせていただいているところであります。

次に、社協の予算の関係でございます。

予算編成時の時点では、議員からあったとおおり、職員の変更というか、変わるという話ではなかったです。

一人については退職ということで、1人の変更については聞いておりました。

当然、予算を編成する段階で、社協さんともいろいろ協議をさせていただいた中での予算計上ということになっていきますので、それ以降、体制、もう一方の書記の方も退職されるということに急遽なったということで、実質、契約の段階では金額は落ちるという形になります。

敬老会の関係でございますが、出席人数なのですけれども、今年の1月1日の状況ですから若干数字が動く部分もありますけれども、今年の対象予定者については589人というような形になっております。

出席の部分については、来賓も含めて260人ほどを予定しておりますけれども、昨年の実態からいうと210人ぐらいのところ収まっているかなというふうに思います。

予算の組み方としては260人分で計算をさせていただいております。

あと、敬老祝金の関係ですけれども、数え年77歳を迎える方、この方については40人。それと、88歳を迎える方については20人ということになっております。

社会福祉協議会の補助金との割合でございます。

社協の全体事業費が3,740万円ほどということでありますから、補助としては41.6%ぐらいが村の補助という形になっております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっと答弁漏れがあるかなと思うのですが、正職員から臨時職員になった、したというのかな。その辺の理由と、白寿の関係は何人いるのか。

その2点、お願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 白寿の関係でございます。

今年は3人の方がいらっしゃいます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、先ほども言いましたように、この社協の予算を組んだ段階で1名の方の部分については、嘱託の方に移るという形になりましたので、その辺のところの変化は若干ございますけれども、枠的な形のやつはそう変化ない形になってございますのでご理解いただきたいと思います。

それと、臨時職と正職員の比較ということでございますね。

今回、正職員の方がお辞めになられて、それを嘱託職員で当面というのは、急遽、その方たちのことも辞められた経過もありますけれども、将来的に、今の社会福祉協議会の在り方でいけば、きちっとした方が必要になるのだろうと。そういう職員が必要になってくるだろうということも踏まえまして、それで、急にその段階で募集活動をかけるというのではもう間に合わない状態になってございましたので、そんなことで、1年間きちっと検討期間を設けて、それでその間、何とか臨時の嘱託の職員でとりあえず急場を凌いで、それで次年度以降についてはきちっとした体制でやりたいと、そういう考えでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 理由はわかったのですが、そうすると、1年間かけてきちっとした職員というのかな。いろんな資格も想定していると思うのですが、その2名についてはそういうことで、次年度ですから1年後、正職員を張り付けたいというそういう考え方が今の段階ではあると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） きちっとした正職員になるのかどうかというところまではまだ決まっていませんけれども、新しい体制をどうするかというところも踏まえて、そういう1年間検討させていただきたいということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質問ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 91ページになるのかしらと思うのですが、有害鳥獣対策のところ、この資料によりますと、20ページ、くくりワナの、今年は30基を購入して、くくりワナによるエゾシカを駆除しようという企画が載ってございますけれども、このくくりワナを免許を取得するのに費用はかからないということなのか。

また、それについての更新などがあるのかということ。

それとあと、今、道が多分このエゾシカを食べるといふよう、食するといふような方向に進んでいると思うのですけれども、そういう流れの中で、エゾシカを食べるような工夫を考えているのかどうか。

そういったことについて、ちょっとお伺いします。

それとあと、マイマイガもありましたので、たまたま去年、私、マイマイガの質問をさせていただいたので、そのときに的確にマイマイガが、例えば、これからでしたら、春先のちょうど桜の咲くころに卵から幼虫に変わっていくのですけれども、そのときにやはり殺虫剤などを使って殺すといふか、殺虫剤が有効的に効くといふようなことが言われていますので、やはり住民の皆さんの協力をいただくには、そういった的確なときのそういうような情報を流すといふことが私は大切だといふように、前にもお願いしたと思うのですよ。

そこでやはり今年も想像するには、多分去年よりもたくさんマイマイガの幼虫なりそういったものが発生するといふように私は想像していますので、的確な時期に的確な情報を流して、そして、駆除の協力をいただくといふことがお願いしたいと思ひますし、この殺虫剤などを買う予算だけなのか、それとも、例えば、ガが発生してしまったときには、それを放水するよふな、そういうよふな器具を購入して、高いところのものを、止まっているガを落とすよふな、そういうよふなものも購入するののかといふよふなこともちょっとお聞きしたいのです。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 有害鳥獣のワナの話なのですけれども、貸出しますよといふ村の話なのですけれども、自分の情報の中では、何か講習を受けて、講習を受けた人のみにおいて、そのワナを使えるといふ話を聞いていますけれども、我々一般の人がそれを、うちにシカいるからって単純に借りれるものか借りれないものか、その辺をちょっとお知らせしていただきたいのですけど。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、91ページで計上しておりますくくりワナ30基分というふうには先ほど説明させていただきました。

これは貸出用のくくりワナ、23年度予算、補正予算で20基分を貸出用のくくりワナを購入して、それを春先、冬場ちょっとかけられないもので、駆除期間が始まる4月に入ってから貸し出すよふな算段で、そのためには、23年度中にある程度買っておかないといふことがあって、23年で20基分購入させていただきました。

ただ、20基では到底足りないといふこともございまして、23年度、今回、これは単費で30基分予算計上しておりますが、併せて、道の補助の対象としても今要望も上げております。

これが通るよふになりましたら、村単独での購入ではなくて、対策協議会での、補助金での購入といふよふな形になりますので、その辺をちょっと分けた形で30基分を載せたのですが、それと併せて、免許取得の費用、当然、くくりワナを使うには免許を持っていないと、これはくくりワナをかけることは基本的にはできません。

そういうことがありますので、免許取得の費用分については、23年度を最後、2月に試験あったときの分については、23年度予算で計上させていただきましたが、支援補助金分を計上させていただきましたが、24年度については、まだ試験の日程が道の方で確

定しておりませんので、タイミング的には大体7、8月ぐらいにまず最初の1回があるというふうに聞いておりますので、その中で、春先にくくりワナを使った実地講習もやることにしておりますので。

そういった中から、試験を受けられる農家の方を、ある程度話をしながら、ある程度その方々が受けるような方向にいくようであれば、その分の予算については6月の補正予算で計上させてもらいたいというふうに考えておりました。

ですから、免許取得費用については、助成制度はまだ残っているということでございます。

それと、北海道の方では、食べる工夫も含めて、シカ肉を有効活用しようという動きは確かにあるのですけれども、現実的に、今、道内で捕られている、駆除されている頭数分をすべてそこで賄えるかというところまでは全然いっていないようです。

現実問題、そういった施設自体もまだありませんし、受け入れるだけの能力がないと。

くくりワナでかかったというわけではないのですが、エゾシカ対策で捕れたそのシカ自体を食にするように持っていくだけではなくて、それ以外の部分が必ず出てきますので、残滓というのですけれども、肉以外のものですね。

そういったものの処理ですら、まだ、どんどん駆除数を増やしてもそれに対応するだけの施設がまだどこにもないという実態がありますので。ただ頭数は増えているので駆除はやっていかななくてはならないというこういうようなジレンマに陥っているようでございます。

ですから、確かに食べる工夫というのは、道もやっていってはいるのですけれども、実際それが、駆除数に追いついていないというのが実態だというふうに考えられます。

ですから、本村で捕れたエゾシカが、個人捕った方が自分で食す分以外の部分については、それなりに土中埋設だとかそういったことで処理をするしかないというのが実態であります。

それとマイマイガの関係です。

昨年、男澤議員の方からもこのマイマイガ対策の部分については、いろいろとご意見をいただきました。

今年度、24年度の予算では、ある程度殺虫剤等村の方で用意しておいてと。これは公共施設用なのですが、公園や何かも含めてですね。

そういったものを用意しようというふうに考えて予算を計上しております。

ですが、まず住民の皆さんの協力がというのが大変必要ですので、今年については、その卵の段階で、まずもう1回、虫卵を取るということも含めて周知するために、今考えているのは、5月に出る広報の中で、そのタイミングで情報無線等での周知も併せてやっていこうというふうに考えております。

特に、卵を取り損ねて、卵から幼虫になった段階が一番殺虫剤が効くというふうに言われています。

そのタイミングに捕り切れずに、そういうタイミングになった場合については、公共施設の分については、その殺虫剤で、幼虫用の殺虫剤を使って駆除をするという方法を、この消耗品の中で予算化して対応しようという考え方があります。

できるだけ幼虫から成虫になる前、卵から幼虫になる前、この段階でできるだけ、つまり、卵をどんどん捕っていくというのがまず第一なのですが、その次は幼虫ということに、そういう対応をしようという考え方があります。

ですから、予算の中では、噴射機等のそういった備品的なものは購入を予定はしておりません。

ですから、ある程度成虫が出てきたときには、それを捕獲するというのは、夜間、ライトなどに寄ってくるものを捕獲するという手も昨年もちょっと使った経緯がございますけれども、また、足寄町でそういった捕獲機を持っているというお話を聞いて、担当の方にも、もしそういったケースが出たときにお借りすることはできるでしょうかという打診もしております。

ただ、南十勝全般に昨年から非常に被害が大きいので、他の町村でも、そちらの方に、その捕獲機を借りたいというお話もあるというふうには聞いていますので、状況を見てということになるかというふうに考えております。

北嶋議員の方からご質問のあった狩猟の免許持っていないくてワナを借りれるのかというお話。

ワナ免許というか狩猟免許なのです。狩猟の免許自体は持っていないと、基本的にはワナは、村の方も貸し出せません。

免許を持った者は一人で大体31基までかけることができます。

その免許を持った者の補助者という形で農家の方に協力をいただいて、つまり、31機かければ、かけた者が31基をずっと見回って歩くというのはかなり大変なのです。

ですから、農家の皆さんのその被害を受けておられる畑付近のエゾシカの通り道、こういったところにくくりワナをかけるのですが、いろいろかけて、その畑の近くにいらっしゃる農業者の皆さんにそれを見回っていただいて、その見回ってかかっていた部分については、かけた方、免許を持った方に連絡を入れて、その方が猟友会、最終的には止め刺しをしなければならないので、猟友会の方に連絡をして、最後は処分をしてもらうという、そういう流れになるかと思えます。

ですから、狩猟免許を持っていない方が村の方からくくりワナを借りることができるかという点でいけば、持っていない方には貸し出すことができないということになります。

あくまでも狩猟免許を持っておられる方ということでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） エゾシカを食べる方向の考えはまずないということなのですが、エゾシカについてはやはり食べるということが進まない、捕る方にも進んでいかないかなというような気がしますが、道が本当に食べるということに力を入れていて、何か食べることの、例えば、それを工夫して加工するとか、そういうようなことを考えたときに、補助金とかそういうものは全く道は考えていないのかなというような気がしますが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

くくりワナを設置した人が、そのワナにかかったとしたら、最終的にはハンターが射殺をするということになると、このシカを捕った人は、何と言うか、捕獲料として幾らか支払っていますよね。1頭につき。多分。

そのときには、誰のところの捕獲料がいくのかという。

そこら辺と、あと、マイマイガについては、ぜひ、的確な時期に情報を出していただくのがいいと思いますので、本当に自分のところに出たとき初めてマイマイガってこんなものだったのかなというようなことで、何か私も本当に自分に降りかかったときに初めて真剣になるというような気がしますので、ぜひ、その点をしっかりやっていただきたいと思えますし、防犯灯の切り替えなのですけれども、この防犯灯、水銀灯にはよく寄ってくる

のですよね。

ですから、このマイマイガが発生した場所については、優先的に取替えるということになさるのかどうか。そういったことをちょっとお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 駆除したそのエゾシカの加工処理施設の関係です。

この関係、道の担当者と十勝総合振興局の担当者ですけれども、何回も話した経緯がございまして、道がやっている鳥獣駆除の補助金の中の対象メニューには、加工処理施設及び残滓処理施設。これは対象物としては、ハード物としてはあるのです。

ただ、1点考えなければならないのが、エゾシカが結果的に1日、毎日平均的に搬入されてくるかどうかですとか、そこでコストの話が恐らく出てくるのだろうというふうに思います。

そういうメニューはあるのですけれども、なかなかそれに手を出して、市町村もそこまではというところがあるのだというふうに思います。

つまり、1市町村でやっても安定的に供給されるかどうか。そこがやっぱりちょっとネックになっているのかなど。道の担当者とお話した中では、そういったものこそ広域的に取り組むべきではないのというお話もしましたけれども、道の担当者もそれを全道規模に広げてやるということがかなり町村によって温度差が非常にあるということも含めて難しいのだという話もしていました。

ただ、補助金としてはそういうメニューがございまして、活用してそういった施設を建設するということは不可能ではないということになるかと思えます。

それと、くくりワナで捕れたエゾシカの捕獲に対する補助金です。

基本的に村の方でお願いをするのは、駆除期間ということになります。

エゾシカの場合、駆除期間と狩猟期間というのがございまして、駆除期間は通常ですと4月から9月末まで。昨年度はちょっと早かったですけど、23年度は早かったですけど10月1日から狩猟期間と。そういうような流れになります。

ですから、今、村の方で考えているのは、その駆除期間、4月1日からの部分については、狩猟免許を持っておられる農家の方、猟友会の会員の皆さまは全部登録してもらうことになっておりますのでそのこと自体は問題はないのですが、農家の方で猟友会に入っておらず、ワナの免許を取られた方。その方には、その駆除期間中、村の方で登録をして駆除ができるようにという形をとろうと思っております。

ですから、その方については、基本的には自分の畑だとかそういったところに出たエゾシカの駆除をやるということになりますので、つまり、自分の方で被害を少なくするための算段ということになります。

最終的にはそれを止め刺しという行為をしなければ処分ができないのですが、これについては銃器を使わないとなかなかこれは難しいので、猟友会の会員の方に連絡を差し上げて、そちらの方で処理をしてもらう。

結果的に、村の補助金については、最終的に処分を最後までやってもらうのですが、最後までやっていただいた猟友会の方に、1頭当たり幾らという形で、これは今までもそうですので、そういった形でお支払をするということになるかと思えます。

これまでですと、銃器を使ってエゾシカを駆除してくださいと。畑に出たのだというふうな連絡があっても、現実問題、そこに銃器を持っていっても、行って捕ることはほとんどできないのです。

そういった面では、くくりワナにかかったエゾシカ自体を、かかった状態ですから、その状態で止め刺しをして処分をするということ自体は、猟友会の会員の皆さんの負担についても、そういった点では少なくなるのかなというふうにも感じていますし、補助金についても、1頭当たり、最終的には処分まで全部してもらわなければならないので、そういった部分については村の補助金で対応すると、そういう考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 街路灯の取替えの優先的なのところだったのですが、昨年のマイマイガの発生が、市街地でいえばもう全域に渡ってしまっていて、上札内も含めてですね。

ということなものですから、そこだけを優先的にということになかなかならないかなと思っています。

ある程度路線ですとかこのブロックということで計画的にやってきていますので、そのようにやらせていただきたいと思います。

条件によってはかなり住宅に近いですとか、そういった著しく不快ですとか影響のあるところにつきましては、一時的に消灯するという対応を随時、苦情をいただいて、消してほしいところにつきましては、毎日のように対応しておりますので、そういったところについては同じような対応を今年もしていきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） エゾシカを加工することに対して補助があるという、大きく工場を建てて、今、条件がかなえばあるというような形に私は理解をしましたがけれども、まず、その前の段階、大きく加工場として成り立つ前に、やはりどうやったら食べるように加工できるのかなということをまず研究することが必要かなと思うのですけれども、たまたまやはりエゾシカというのは、牛肉とか豚肉よりもたんぱく質が多くて脂肪分が少ないというようなことが言われていますので、そういう加工ができれば、シカを捕ることにもつながって進むというように思いますし、その前の段階として、今、猟友会の人たちの中でも、スモークにするとか、たまたま猟友会の人でそういうようなことで日常、この捕ったものをいかにおいしく食べるかというような工夫をされている人がいますので、そういった方の意見などを聞いて、こういうようなことで何か良いアイデアがあるのではないかなというようにことで、そういうことを進めるためには、そういう人たちの意見を聞くのも必要ではないかなと思っていますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、男澤議員ありましたけど、では、その中にもう一つ付け加えて聞きたいのですが、くくりワナですということは、まず、朝まで死んでいる確立というのはかなり多いのですよね。

多分、今のいろんな話の中で、血抜きのないシカというのはどういうふうに対処のかなという問題が出てくると思うのですよ。

それから、シカ肉というのは、冬場は結構喜ばれるのですが、夏場の肉も扱ってもらえるのかという部分に対して、そこの辺も含めて聞きたいのですが。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 食用としての工夫の研究すると。

猟友会の会員の皆さん、猟友会の総会等に出席させていただいたときでも、そういうお

話は常々しておりますし、そういうふう加工したものも私も食したこともございます。

ただ、それを加工品としていろいろ販売するという、自家用としての部分についてはいろんなご意見的にはいいのでしょうけども、これを、例えば、食べ物として流通させるだとかそういったところになると、個々ではなかなか難しい部分があるのかなと。

特に猟友会の会員の皆さん、仕事をしながら駆除等については出役いただいたりなんかもしていますので、いろんな形でそういったご意見をいただく場というのは、総会ですとかそういった場面がございますので、そういった場で意見をもらうということ自体はあるかなと思いますが、具体的に、うちの村で食用にまで持っていくところまでは、今のところまだ想定していないということでございます。

ただ、広域的なという部分はございますので、そういった意見を述べる場等があれば、そういった場では意見反映はさせていただきたいなというふうには思います。

例えば、道への政策提言ですとか、そういった場面を使ってということになろうと思えますけれども、そういった場面は有効に活用したいなというふうには思います。

それと、くくりワナにかかった場合、くくりワナ、通常、足にかかった状態になっています。それは長い間そのまましておけば衰弱して亡くなるということになろうかと思いますが、通常ですと、できるだけ早い時点で、そのためにも補助者に見回りをお願いしたいというのはそういう意味なのですが、かかって結構夜行性で動きますので、朝方気付くというパターンが多いようですので、そういったケースでその場で死んでいるということもなくはないでしょうけども、ほかの動物にやられるということも当然考えられますから、なくはないでしょうけども、基本的には生きた状態のものを最終的には猟友会の会員の皆さんに止め刺しをしていただいて、処理をするというのは、それを食用とする部分についてはその処理をして、使えない部分については残滓として処理をするという形になろうかと思いますが、そこまでは私もさすがに、どういう状況になるかというのは想定はしておりません、もう亡くなってしまったものを食用にできるかというお話のところまでも、ちょっと私は見識としてございませんので、そこまではちょっとお答えができないということ。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） くくりワナですけども、これ一般的に講習会を受ければ使えるという何か一般的に認識されている部分があるのですよ。

今聞くと、猟友会の人でないといけないのか、一般の人でも講習を受ければ、その免許をもらえるのかということ、きちんとはっきりしていかないと。

いろんな町村の話聞くけども、ある町村では、いや、それは誰か一人講習を受ければいいのか、農協まとめて講習受ければいいのかという町村の何かそういう一定した情報になっていないのですよね。

確認したいですけども、猟友会の人でなければ、その許可が取れないのか。

例えば、自分たちみたいにして、山に土地あったときに、うちの畑にシカが出るからくくりワナの免許だけが取れるのかという、この辺だけちょっと教えてもらいたいですけど。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、4月から9月までの駆除期間については、免許をお持ちでない方は、くくりワナを使ってエゾシカを捕ることはできません。

駆除期間中です。

今、くくりワナだけのお話をしているのですけれども。

くくりワナについては、講習ではなく免許です。狩猟免許。

狩猟免許はくくりワナもありますし、銃器もあります。

それは銃器と同じように、くくりワナについても試験を受けて合格した者がその免許を取得できると。

取得した者については、駆除期間中もかけることができると。

北嶋議員おっしゃる部分は、狩猟期に入ったとき、10月1日以降。

このケースでくくりワナを使うケースは、あくまでも自分の敷地内に限定されます。

そのメリハリがどうしてもあるのですけれども、私としてはあくまでも駆除期間中という扱いですので、くくりワナの貸し出しも免許取得者にしか貸出をしませんし。

その貸出をした者が農家さんを補助者としてやったとしても、責任はその免許を持った者が持つ。これは保険もすべてそうなので、損害賠償保険にも加入しなければならないのですが、それも全部そうなのです。

そういった形で、基本的には免許を持っている方がワナをかけることができると。村の貸し出しもそうになっているということでございます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、説明聞いてある程度わかったので、けれども、村民はそういうのがわかっていないのですよね。

だから、何とかそれを広報でもいいし何かのチラシの中でも、やっぱりそういうものをしっかり説明していただいて、一人でも多くの人を取りながら、今、銃器を持つと家庭的にいろいろ、家庭の反対があるとか何とかあるけど、ワナに関してはそんなことはあり得ないと思うので、何とかそういうシカの出るとか何とかは多いので、何とか村としてそういう、皆さんにわかるような説明の仕方をしていただいて、正しい使い方をしていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） ご意見のとおり、村民の皆さんにそういうような状況、法的な制度も含めて説明をする場面、または広報等での周知、こういったものは24年度の狩猟免許の時期が決まりましたら、そういったものと併せてお知らせをしたいなと思いますし、3月、今月の23日には、村の講習会を開催することになっております。

これも広報で周知はしているのですが、それは今言ったような、誰でもくくりワナを使って捕れるのかどうか、そういった制度的な説明も含めて、そこでやることにしておりますし、そこに出席された農家の皆さんには、こういった時期に免許、試験を受けることができるので、また、村もこういった助成制度を用意しているので、取ってみませんかというお話をしていこうと考えております。

○議長（高橋和雄君） 狩猟駆除のことに関して、ご質問ある方、ほかにございませんか。

お諮りをちょっとしたいと思います。

ちょうど1時間を過ぎましたので、今日の審議を終わらせたいと思いますが、どうでしょうか。

それでは、本日の会議はこれまでとし、これで延会にしたいと思います。

このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。
本日はこれで解散したいと思います。

延会 午後 4時46分